

NO.

# 農民組織実態調査報告書

昭和 55 年 12 月

国際協力事業団

農計技
J R
80 - 79



JICA LIBRARY



1050434[8]

國際協力事業誌

受入 月日	'84. 3. 22	122
		81.6
登録No.	01311	AFT

## はじめに

開発途上国における農業の発展にとって農民組織の果たす役割の重要性については、今や国連の場をはじめ国際的共通認識となっている。

農業開発は、直接の担い手の主体が農民であり、また直接の利益享受の対象は農民である。したがって、彼等が日常生活の利益に係ることがらについての企画ないし意思決定に関与し、その実現に自ら参加することの社会的意義はまことに大きい。農民組織は、このための適切にして確固たる体制基盤を提供するものであるといわれる。

わが国の開発途上国に対する農林業協力プロジェクトは、これまで約20年の歴史の中で地域的拡大とともに分野、内容も多様性を増しつつ拡充が図られて来ている。協力プロジェクトは、たとえどのような性格、態様のものであっても、究極的にはアウトプットされる改善技術が農民レベルまで浸透し、農産物の生産増ひには農民の生活向上に直接あるいは間接的に貢献されるものである。この意味で、農民組織が政府の農業開発計画なり技術協力をどのように受け止め、どのようにこれに参画するかがプロジェクト協力の真の効果を考える上でのキーポイントになるともいえる。それ故、協力プロジェクトの仕組み、計画、運営等に当っては、当該国における農民組織の存在と発展についての適切な理解と十分な配慮が必要であろう。

このような観点から、当事業団では、昭和54年度農林業協力プロジェクト開発基礎調査の一環としてタイ、インドネシア及びフィリピンを対象として農民組織実態調査を実施した。本調査は、農林業開発に係りのある各種農民組織について行政機構との関係、その機能、形態を中心にその実態を明らかにし、併せて発展の可能性の検討を試みようとしたものである。調査の実施に当っては、現地調査の一部及び国内作業を財団法人国際開発センターに依頼し、また、調査全般について外部有識経験者による検討を仰いだ。

この報告書は、本調査結果を取りまとめたものである。いうまでもなく、農民組織は、その国の伝統的な社会機構の中で生成発展してきたものであり、その実態を詳細かつ完全に把握するには相当の期間を要するといえる。しかしながら、本調査においては期間的制約のある中で、関係者のご協力を得つつ、そのおよその姿を理解し得る内容を盛り込むことができたと思われる。

この意味で、本報告書が関係者の参考資料として農林業協力プロジェクトの計画・運営に活用されることを期待するとともに併せて、本調査にご協力をいただいた外務省、農林水産省関係者並びに全国農業改良普及協会及び友杉立教大学教授に対し深甚な謝意を表する次第である。

理事 有 松 晃



## 調 査 実 施 概 要

1 国内調査 (財) 国際開発センターに依頼

2 現地調査 昭和54年1月20日～2月9日

### 調査団員

- |                 |        |                         |
|-----------------|--------|-------------------------|
| (1) 総括及び農業経済・社会 | 尾崎 忠二郎 | 国際開発センター技術顧問            |
| (2) 農業協同組合      | 戸川 英胤  | 前アジア農業協同組合<br>振興機関・常務理事 |
| (3) 農民組織        | 四月朔日良秀 | 国際開発センター嘱託              |
| (4) 農業普及        | 龍嶋 康夫  | 前JICA内原国際農業研修所長         |

### 調査日程

- |       |                             |
|-------|-----------------------------|
| 1/20日 | 東京 → マニラ                    |
| 21    | 大使館, JICA, 農業普及局, 協同組合格     |
| 22    | フィリピン大学, アテネオデマニラ大学         |
| 23    | フィリピン大学, 農業信用, 協同組合格研究所     |
| 24    |                             |
| 25    | カバナトワン総合農協, 協同組合農村銀行        |
| 26    | 大使館, JICA報告, 資料整理           |
| 27    | マニラ → ジャカルタ                 |
| 28    | 大使館, JICA, 協同組合省, 農業教育研究普及所 |
| 29    | BIMAS局, 農業省計画局              |
| 30    | ボゴール農業経済研究所                 |
| 31    | 公共事業省, 水資源総局かんがい局           |
| 2/1   | 補足調査, 調査とりまとめ               |
|       | }                           |
| 3     |                             |
| 4     | ジャカルタ → ウジュバンダン             |
| 5     | 南スラウエン地域農業開発プロジェクト          |
| 6     | 周辺地区農民組織                    |
| 7     | ウジュバンダン → ジャカルタ             |
| 8     | 大使館, JICA報告, 資料整理           |
| 9     | ジャカルタ → 東京                  |

3. 検討会 4回開催

委員

- |          |      |                     |
|----------|------|---------------------|
| (1) 総括   | 大戸元長 | JICA専門技術嘱託          |
| (2) 農業普及 | 富樫覚悟 | 全国農業改良普及協会，情報センター所長 |
| (3) 農協   | 三井嗣郎 | 農水省，農協課長            |
| (4) 農民組織 | 友杉孝  | 立教大学教授              |
| (5)      | 田辺敏明 | 外務省，技術協力第二課長        |
| (6)      | 黒木敏朗 | 農水省，国際協力課長          |



# 目 次

## 総 論 編

1 序 論 .....	1
2 農業開発と農民組織 .....	3
(1) 伝統的農民組織 .....	3
(2) 開発戦略と農民組織 .....	4
(3) 行政機構と農民組織 .....	4
3 農民組織の特徴と改善の可能性 .....	7
(1) タ イ .....	7
(2) フィリピン .....	8
(3) インドネシア .....	11
(4) 結 び .....	14

## 各 国 編

### I タ イ

第1章 農民組織の諸背景 .....	17
1 歴史的背景 .....	17
2 法的背景 .....	20
3 社会経済的背景 .....	22
4 行政機構 .....	28
第2章 農業生産、農村社会と農民組織 .....	33
1 技術普及のための組織 .....	33
2 金融のための組織 .....	37
3 流通のための組織 .....	45
4 水管理のための組織 .....	53

第3章 農民組織の実態と問題点 .....	59
1 村落共同体に根ざした農民組織 .....	59
2 農民グループ .....	60
3 農業協同組合 .....	62
4 総合農業協同組合 .....	68
5 協同組合連合組織 .....	68
第4章 結 論 .....	73
1 タイ国農民組織と諸問題 .....	73
2 農民の組織化と日本の技術協力 .....	74
参 考 文 献 .....	76

## Ⅱ フィリピン

第1章 農民組織の背景 .....	77
1 はしがき .....	77
2 協同組合の歴史 .....	77
3 法的背景 .....	80
4 社会経済的背景 .....	83
5 行政機構 .....	85
6 農村の伝統的社会 .....	89
第2章 農業生産，農村社会と農民組織 .....	91
1 普及事業 .....	91
2 金 融 .....	93
3 流 通 .....	98
4 共同労働 .....	100
5 灌 溉 .....	100
6 そ の 他 .....	103
第3章 農民組織の実態と問題 .....	105
1 農民組織 .....	105
(1) セルダ .....	105
(2) コンパクト・ファーム .....	107

(3) その他の農民組織	112
2. 協同組合	113
(1) サマハン・ナヨン	113
(2) 協同組合	118
(3) 全国段階の協同組合	118
(4) 協同組合援助政策	118
第4章 結 論	121
参考文献	124

## Ⅷ インドネシア

第1章 農民組織の諸背景	127
1. 歴史的背景	127
2. 法的・行政的背景	128
第2章 農業生産，農村社会と農民組織	131
1. 技術普及	131
2. 農業金融	134
3. 水 管 理	135
4. 農産物流通	136
5. 農村社会に関する農民組織	137
第3章 農民組織の実態と問題点	139
1. BUUD/KUD	139
2. ビマス計画の末端組織	142
3. H K T I	142
4. 小規模経済協同集団	143
第4章 結 論	149
1. 上からの組織化と下からの組織化	149
2. KUDの発展方向	150
参考文献	151



# 1 序 論

近來総合農業開発計画という名の下に、開発途上国が国際諸機関および先進諸国の協力を得て、開発計画を実施することが多くなった。それらの諸計画が中央から末端まで、いかなる制度の下に、いかなる組織を用いて実施されているか、そして、末端の各種農民組織によって種々な計画がいかに受けとめられ、実施されているか、また、それら組織が計画の実施に真に役立っているか否か、を検討することが本調査の目的である。

例えば農業資金がいかなる機関に受け入れられ、そこからどのような組織を通じて、どのような方法で末端の個々の農民に貸付けられるか、またそれら資金の回収に対してどのような考慮が払われているかをみるのがここでの任務である。

また資本協力で灌漑施設が設置される場合、幹線工事から末端まで、どのような組織と方法で水が配分され、支線水路に関しては、どのように中央機関と地方政府の間で、建設、運営、維持の費用の分担が決められるか、また最末端では、水路の建設、水の配分はいかなる組織と方法で行なわれ、農民の役割はどのようなものであるかが検討されねばならない。

技術普及、流通、共同労働等についても、それぞれの農民組織が同じ問題意識によって検討される。

検討の際に、特に次の3点が重視される。第1に、開発戦略の内容、即ち、いかなる目的をもって、いかなる農民層を対象に、いかなる制度と方法によって開発を進めるかという点である。第2の点は開発戦略を実施する中央から末端までの政府の行政機構とその指導を受ける農民組織の関係及びそれらの構造、機能である。第3に、農民組織と伝統組織との相互関連、即ち、その農民組織が伝統的な組織であるか、伝統的な組織の変化した組織であるか、全く新しい組織であるかという点も注目される。また、農民のニーズに基礎をおく自主的な農民組織をもとり上げる。

以上のように、農民組織の問題は多くの側面を含んでおり、複雑な問題である。特に、伝統的な村落社会の諸制度がまだ多く残存する開発途上国では、農村開発の為の農民組織の根本的な改善策を立てるには正確な情報を集め、十分な検討を加えるため多くの年月を要するとみられる。本調査に与えられた時間は、この意味では少なすぎ、十分な検討が得られなかった場合が多い。特に伝統的な組織、及びそれらと近代的組織との相互関係を分析することは、歴史的考察、地理的分布の検討等きめ細かな研究を必要とする。従って、これらの側面からの研究を積み重ね、後日に全体の完成を期したいと思う次第である。



## 2 農業開発と農民組織

### (1) 伝統的農民組織

調査対象の3カ国の農村には、その結合度は弱いものの日本の部落に相当するような古い諸組織がある。しかし概括的には水が豊富で入植可能な土地が多い等自然条件に恵まれ、市場経済の古くから発達した地域（タイの中央平原、フィリピンの平野地帯）では弛緩した組織をもつ農村社会となっている。他方、水資源が稀少である等自然条件が苛酷で市場経済の浸透が少ない地域（タイの北部、東北部、フィリピンの山間部）では強い自治組織をもつ農村社会がみられる。3カ国について、冠婚葬祭等の生活に関係した社会組織は一般的にみられるものの、生産に関係した組織については、その結合度の差異が大きいといえよう。また、3カ国の生活にはそれぞれの宗教が深く農村生活に浸透し、農村社会を規制していることは留意されるべきであろう。

しかし、農産物が商品化して、市場経済が農村に浸透してくると共同作業、講等の「共同体」の慣行は消滅したり、変化をよぎなくされる。これら3国で特徴的なことは、農村経済の市場経済化が華僑系の組織によって進められたということである。政府が農民組織、特に総合農協の設置を奨励した場合、その最も弱い面が流通に現われるのは、華僑による流通面の支配を打破することが困難だからである。華僑の農民への影響力は金融とも結びついてさらに強固であり、総合農協の設立・充実を極めて困難なものとしている。但し、華僑の流通組織は効率的であり（タイの米輸出における例）、積極的に評価される側面をもつことは、忘れるべきではない。また、資金力、経営者能力の不足等の諸問題をもつ農業協同組合が十分な競争力をもつのはかなり困難なことであろうということも指摘されるべきである。

多くの国では行政機構の末端としての村落組織ができており、その他に自主的な伝統的組織が存在する。これらは国により、また地域によって異なった型で存在し、その中には、弛緩した組織も、強固な組織もある。このような組織の中には、ある場合には政府の新しく作ろうとしている組織の阻害要因となる場合がみられる。また別の言葉で言えば、伝統的な組織、特に国や地域の特徴を無視して官製の組織を一様に作ることは多くの抵抗があり、伝統的な組織の存在を十分に考慮し、利用できる点は利用して、新しい組織を作ることが望ましいという考え方がある。

このような問題に解答を与えるためには、伝統的な種々の農民組織がどのような形で現存しているか、そして、それらが農民のためにどのような機能を果しているかをみなければならぬ。このことは、いわゆる「ボトム・アップ」による計画、すなわち上からでなく、下からの農民のニーズによって国の計画を策定するという方法とも深い関係をもつ。

## (2) 開発戦略と農民組織

農業生産を高め、農民の所得と生活水準の向上を目標とする農業開発の契機となるのは技術革新である。技術革新には、旧来の農民組織ではその機能が果されず、新技術の導入を促進または新技術を実行する組織を必要とする場合がみられる。また、通常、技術革新には新投入財の導入が必要とされるが、それも農業生産の有機的性質によって総合的に必要とされ、また、農法も総合的に対応することが必要とされる場合が多い。その際、農民は新技術の持つ生産効果とともにそのリスクに対し敏感であり、リスクの高いことが農民にその導入を躊躇させる場合が多い。

例えば、国際稲研究所のIR品種が導入されると、この品種を栽培するために、灌漑、施肥、病虫害の防除などが適切に行われないと生産は増大しない。この場合、特に灌漑や病虫害の防除のように、作業を共同で行うことが、はるかに有利であり、そこに自ら組織を作る契機が生じる。さらに肥料や農薬のような投入財の共同購入や増産された農産物の共同販売が有利であるという意識が農民に生じてくれば、そのための組織が結成される要因となるのである。

新技術を挺子とした農業開発を進める場合、前述の新改良種子の配布、投入財のための金融とその配布、それを効果的に用いるための技術指導といういわゆるパッケージ・プログラムが、多くの開発途上国で採用され、この3カ国も例外ではない。このような戦略がこれらの国に画一的に採用されているのが現状であるが、それらの国々の経済発展の段階、市場経済の浸透の程度、また異った形態をもつ伝統的な農民組織と上のような戦略が相容れない点が多く、計画上の種々な齟齬が生じている。

## (3) 行政機構と農民組織

農業開発政策を具体的に進めるのは政府の行政機構であり、その合理的かつ効率的な運営が必要とされる。特に、末端の行政機関と農民および農民組織との間に良好かつ密接な関係が存することが不可欠である。また、末端の行政機関には政府の「上から」の指導のみでなく、農民および農民組織の基本的ニーズをとり上げ、それを政策に反映させる役割を果たすことが期待されよう。

先ず、3カ国に共通してみられる行政機構の特徴は、農業開発に関する政府の組織が多くの省、さらに省内各部局に分散していることであり、さらに各省庁が、各々自らの指導下に農民の組織化をもくろみ、しかもその諸組織間に十分な連絡がないことである。そして、それらの組織が担当省庁の方針が変る度に変更が加えられて、名称は勿論のこと、廃止、新設が繰り返されることさえある。

また、各行政機関がどの段階（市、町、村等）までの地方機関をもち、どの段階にどの程



度の規模・活動範囲にどの農民層を主体に農民組織を結成するかもまた注目される。例えば、協同組合を村段階に組織するか、その上の町または郡段階に組織するかは、協同組合の経済活動の規模、経営効率、組合員の相互信頼等にとって大きな問題である。また、指導金融の借手個人にするか、地縁、血縁を基礎に小組織を結成するかはその農民社会の形態とも密接にかかわる。

また、既述したように、農民組織を伝統的な農民組織を基礎として結成するか、全く新しい基準で組織するかも注目される。この際、新組織と伝統的組織との間の相互関係も重視されるべきことは既述したところである。

但し、既述したように以上の諸問題は極めて複雑であり、長期間の調査を必要とする。今回の調査では十分に検討できなかった点が多く、今後の一層の拡充を切望する。



### 3 農民組織の特徴と改善の可能性

#### (1) タイ

タイでは農業開発計画において農民の組織化と末端水路の設置、改善が重点施策とされている。前者の最終目標は総合農協の設置であり、後者のそれは水利組合の結成による末端における水資源の効率的な使用と農業の集約化である。また、水利組合と協同組合との協調が重視されており、両者は関連している。

タイの農業技術普及は農業・農業協同組合省の普及局が主務官庁であり、6地域農業普及所—72県農業普及事務所—647郡農業普及事務所という系統的組織になっている。1郡農業普及所は5～6の農業者会、2～3青少年グループ、1～2の生活改善グループを担当して、主として巡回指導によって技術普及を行っている。また、国家プロジェクトの重点地域では農区長(Farmers Foreman)制度を実施している。これは4人の農区長をトップに、それぞれに2人の連絡員をおき、さらにそれぞれに50人の農民を所属させ、農区長を集中的に指導・訓練し、その技術を向上させ、農民組織を介して全体の農民の技術を向上させる方法である。タイの普及体制の問題点として政府官庁間、特に内務省の地方行政機構と普及局間の権限の調整と協力、普及局の質と量の充実が指摘されている。

タイの農業金融の大部分が親戚、近隣者、商人、高利貸等の伝統的金融組織によって行われ、農業・農業協同組合銀行(BAAC)、農協、農民組織、商業銀行等の近代的金融組織の地位はまだ低い。BAACは政府出資の銀行であり、個人農民に対する直接融資と農協、その他の農民組織を通じた間接融資を行っている。この金融の農民組織としては30人以上の農民によって結成され法人格を有する農業者会(farmers' association, farmers' group)と10～30名の農家により必ず一定比率の自作農がいることと連帯責任を持つという条件を満たして結成されるグループで法人格を有しない組織がある。この銀行は各地域に支店をもち、村段階に監理人を置き、彼の農業経営計画書、予算の承認による融資と技術指導を結びつけた指導金融を行っている(監理人の不足、能力不足の際には農業普及員が補助する)。

流通の農民組織としては販売農業協同組合があり、米穀、メイズ、ソルガム等作物別に組織されている。しかし、タイにおける流通市場は華僑商人の支配力が強く、販売農協は資本不足、経営能力不足等の欠点をもち華僑商人と充分競争しうる状態にないといわれる。

しかし華僑の商業者としての経営能力は高く、その能力を協同組合或いは他の農民組織に利用することも、協同組合改善の一助となるかともみられた。

また、政府は農民市場機構(Marketing Organization for Farmers)を設立し、農産物の買上げ、資材の流通を行っている。

次に水利組合を考察してみよう。タイ国は近年、メナム、チャオピアを中心に灌漑計画を進めたが、これら近代的な灌漑計画は何千億ドルという投資を行ったにも拘らず、その実効は完成後十数年を経ても、さほどあがってはおらず、殊に乾期の灌漑面積はたった10%にすぎないという状況にある。これは、地方と農民に任された第3次水路と最小用水路や堰堤の建設が進まず、その理由として必要な農民組織ができないからであるといわれている。そこでは農民組織を作り最小用水路や堰堤を農民の力で建設し、さらに土地の交換分合を行って、土地利用の効率化、農業の多角化を図ろうとすることが中央政府の意向であった。しかし、これに対しては資金の問題はさておいても、王室灌漑局が作ったコンクリートの幹線水路では、農民自らの努力で作った小規模灌漑や溜池と異って、それを自ら拡大したり、修理維持したりする農民の自主的な参加の場は少ない。さらに農民の今までの農業技術や慣行に基いている限り、灌漑水を一筆ごとに配分するための施設の建設や交換分合を行うことにより機械化を容易にしたり、裏作として米のみならず、蔬菜や大豆などを栽培することも不可能であるという問題がある。チャイナート県で台湾が指導した地域では交換分合を行い台湾式集約栽培も行われたといわれている。

しかし、ここでの問題は農民の技術レベルに比して導入しようとした施設があまりに近代的すぎるという点にあったのではなからうかと思われる。東北地方の小規模溜池施設では、農民の強力な組織があり、建設、修理、保守を相互協力で行っている。

タイの協同組合の歴史は古いが、その加入率は長い間農民の10%内外しかなく、また現在でも既述した農民組織を含めても組織率は約18%という低さである。現在、協同組合奨励局は従来の農業信用組合を郡段階に合併、総合を推進している。また、将来これが総合農業協同組合に発展することが目標とされている。農協はその経由からも信用事業が圧倒的に高く、自己資金の貸付けとともに、BAACから融資を受け、農民に再貸付けを行っている。農協の問題点として、経営者能力の不足、資金不足等が掲げられている。また、その目標とする総合農協化の推進には華僑の流通組織と十分に競争しうる経営の効率化が必要とされよう。現在の農協は上層農の力が強く、必ずしも下層農民のニーズを反映しないともいわれる。また、農協は低生産性等による販売量の低さを広域化によって経営効率を上げることを目的としているが、逆に、組合員の相互親密性、情報伝達等に問題をもつことが指摘されている。

## (2) フィリピン

フィリピンの農民組織は、農民が自主的に組織したというより政府によって政治的・行政的目的によって組織された側面が強い。また、各省各部局がそれぞれの指導の下に農民組織を組織する傾向が強く、その調整も充分に行われていないといわれる。これは行政の末端である村の組織の結合度が特に生産において弱く各種の機関の指導に自主的・総合的に対応で

きないことにも一因があるといわれる。また、これらの農民組織の改変が安易に行われ、厳正な監査がなされないことも問題である。フィリピンの農民組織は農地改革と密接に関係しており、その進行と停滞は農民組織に影響するのみならず、農民組織の主体の性格に密接に関係することは留意される必要がある。

フィリピンの協同組合の発展は現在低水準にあるといわねばならない。以前、数カ町 (municipality) 段階に販売と信用事業を行う FaCoMa (Farmers' Cooperative Marketing Association・販売農業協同組合) が活動していたが、経営不振、不正、汚職等により現在ほとんど消滅した。その教訓を生かし、政府は村 (barrio、現在は barangay) 段階にサマハン・ナヨン (Samahang Nayon) を設け、メンバーの教育・訓練と基金への貯蓄を実行し、それを主要メンバーとして数カ町もしくは州段階に単一目的の地域販売協同組合 (Area Marketing Cooperative) と協同組合農村銀行 (Cooperative Rural Bank) および全国組織を設立する政策を推進している。農地改革の対象小作農はサマハン・ナヨンのメンバーになることが土地移転証書の条件になっている。また、この小作農は公費等以外に土地代金を保証する目的で設けられた村保証基金に毎収穫期ごとに 1 カバン (50 kg) /ha を貯蓄することが義務づけられている。但し、現在、サマハン・ナヨンは約 50% の加入率であるが教育・訓練のみを修了したサマハン・ナヨンが大半で、貯蓄等を行っているのは数% にすぎない。また、地域販売協同組合、協同組合農村銀行は 1978 年末日現在それぞれ 50 組合、29 組合が設立されたにすぎない。(FaCoMa は 1969 年に 660 組合あった)。しかも、地域販売農業協同組合は、急速に設立されたことにより資力・設備と経営能力の不足に悩み、華僑系の組織と十分に競争しうる状態には必ずしもない。また、協同組合農村銀行も地主・商人を主たる株主とする民間の農村銀行と十分に競争しうる状態にない組合もあるといわれる。政府は諸々の施策を行い両組合の設立・充実に力点をおいているが、農民に対し経済的利益を実現することが農民の参加・支持をえる基礎であると思われる。

次は生産に関する重要な農民組織をみる。農業普及局は村段階に農会 (farmers' association) を結成してそれを基礎に普及事業を行っていた。現在、農業普及局は TV システム (Training and Visiting System) を推進中であり、15-20 名の農民組織を結成し、普及員がその指導者 (contact leader) を巡回、指導し、その指導者が組織員を指導することとしている。また、普及員が「ゼネラリスト」になる為の再教育を実施する方針である。

フィリピンでは改良品種、肥料、農薬の投入等の近代的技術、多毛作には灌漑が基礎条件であるといわれる。フィリピンでは概括的にいえば山間部の水の稀少であり、市場経済の発達していない地域では自主的な水利組織が発達し、他方、水資源の豊富で市場経済の発達し

た平野部では国家灌漑庁による灌漑が多いといわれる。この灌漑では水利監督、配水主任等の国家灌漑庁職員によって第1次、第2次水路の維持補修が行われる。また、国家灌漑庁によって農民の要請に基づいて各最終水門（取り入れ口）への配水計画が立案され、職員によって水門の開閉が行われ、農民の開閉は禁止されている。この水門以降の最小末端水路の維持・補修および配水計画はその配水地域の水利集団による。但し、組織されていない地域や組織されても国家灌漑庁に上から組織されたこともあって水利集団の結合度は弱く、十分に機能を果たしていない。特に、多毛作等には農事作業計画（farming schedule）の調整が必要であるが行われていないといわれる。また、地主の影響が強く、耕作農民の要求が満たされない場合があるといわれる。

フィリピンでは近代的技術の導入を目標に米を対象としたマサガナ99とメイズを対象としたマイサン77という指導金融を行っている。これらの政策は耕作農民がセルダという3-7人のグループを作り、無担保融資を受け返済に共同責任を負う。融資機関はフィリピン国立銀行（約40%を占める）、農村銀行（約40%）、農業信用庁（約10%）であり、これら銀行の支店長は普及員の援助によって作成された農業計画書の承認により融資を行い、その不返済の場合85%の保障が与えられている。セルダを組織する農民は農地改革の対象である小作農を主としている。この政策は小作農に対する融資を行ったことと高い返済率が評価されている。しかし、「上から」組織されたこともあってグループの結合度は高くないといわれる。また、農村銀行が信用機関である場合、農村の民間資本の活用として評価される一方、従来の商人・地主の貸付けが近代的機関を経由したにすぎず、しかも不返済に85%の保障が行われており、地主・商人を優遇しすぎるとの批判もある。

コンパクト・ファーム（統合農場）は農業信用庁、農村銀行、農地改革省等多くの組織の指導によって結成され、その結合度にも強弱がある。コンパクト・ファームは典型的には1水門の灌漑地域40～50haを対象地域とし、15～20名の農家によって組織され、貸付の返済に対して共同責任を負う。コンパクト・ファームを組織した農民はリーダーを選出し、彼を対象地域を一元化した経営計画の作成を委任し、それに従って農作業を行う。その際、リーダーは融資機関の技術指導員の指導を受ける。特に、隣接した地域を一元化した計画で行う為に農事作業計画が調整され、多毛作等に適切であると考えられる。また、同一水利地域には組織化の要因としての同一の経済的利益が存在することが注目される。コンパクト・ファームはセルダに比較すれば「下からの」の組織であると評価され、今後拡充される方向にある。

本調査では自主的・伝統的農民組織およびそれらと最近の「上から」の諸組織との相互関係については十分な調査ができなかった。但し、サマハン・ナヨンは結合度は弱いとはいえず村を単位としていることは適切であると思われる。しかし、それを基礎とする協同組合は数

カ町もしくは州段階に組織されており、農民相互の親密性、迅速な情報伝達等には大きすぎるように思われる。また、家屋の共同建設、冠婚葬祭の接待等を行う村段階の下のシテオ (sitio) という組織があるが、セルダ、コンパクト・ファーム等の組織との関連については明確な情報はえられなかった。

### (3) インドネシア

インドネシアは3カ国の中で最も大きく、複雑な歴史と文化を持った多数の群島からなっているため相互に異質で多様な社会構造を持っている。独立後のナショナリズムの昂揚の過程、1965年以降の政情不安定な時代を通じて野心的な経済開発計画が実施される中で上からの画一的な農民の組織化が試みられてきたものの、結果的にはオランダ植民地政策が慣習法(アダット)を充分理解せずに種々の開発プランを推進しようとして手痛い目に合った例を想起させるような過程が随所に見られるようである。

伝統的社会のあり方から見て、少なくともジャワ、スマトラ、スラベシ、バリの4島はそれぞれ独自に調査することが必要であると思われる(ジャワはさらに東部、中部、西部と分類されるべきであろう)が、今回の調査では与えられた時間からしてこのような分類による比較ができなかったし、オランダ統治時代に研究され蓄積された各地のアダットの分析による伝統的社会の掘下げを行うことができなかったことは今後大きな課題を残したものと云わねばなるまい。また本調査報告は特に述べていない限り、ジャワにおける資料に基いており、ジャワの農民組織を対象としていることを初めに付記しておきたい。

まずジャワ農村における伝統的社会は(過度な一般化は危険であるが)ゴトンロヨンと呼ばれる相互扶助や富の再配分の機能に裏付けられた緊密な共同体を基礎としていたと云うことができよう。オランダ統治時代の社会変動が大きかったため独立当時は既にこのような伝統的な社会構造は変容してはいたものの、なお原理としては農村住民の思考様式に色濃く残存していたと考えてよい。村の共有地、職田の存在、村役人の存在、それらに関する共同の意志決定のシステムなどはそのような伝統の残存と見ることができよう。このような村の組織は本来自治を目的としたものであるが国家はこれを行政の末端機構に取り込もうとするのが常である。村の選挙で選ばれた村長は同時に中央政府の施策を村において代執行することになる。中央政府の支配力が弱い間はここに大きな矛盾は生じないが、それが強大化し、農村住民への管理・監視を強める軍事政権の時代になると上からの権力と、村の共同体的な独自の運動エネルギーとの接点となって村長の立場は困難なものとなる。現在のインドネシアでは村長は形式的には選挙で民主的に選ばれてはいるものの、事実上は郡長又は県知事の支持がなければ認められない。

以上のような状況の下で政府は種々の開発政策実施の末端出先機関を村ではなく郡におい

ている。このレベルに存在する農業開発関連の機関は、

- ① 農村普及センター（REC）又は郡農業普及事務所（BPP）
- ② インドネシア庶民銀行（BRI）
- ③ 協同組合（BUUD/KUD）
- ④ ビマス計画出先機関

などがある。このうち②は5－10個の村を1単位としたユニットデサのレベルにまで営業所を設けるようになっている。

これらの機関はそれぞれの方法で農民と接触するがいずれも農民組織と直接・間接に関連する（BUUD/KUDは農民組織そのものと言ってもいいが、貿易協同組合省の政策により半ば官製の組織が多く、専任のマネージャーは政府からの給与をもらっており、一般からは役人として見なされている）。

まずREC又はBPPは約10人のPPL（現場普及員）を抱え、彼等は週のうち4日間を農村訪問にあてている。彼等のパートナーに任じられた約16人のコンタクト・タニ（農民リーダー）の展示圃場において栽培の指導をすると共に、ビマス（BIMAS）計画（米を主とする主要農産物の増産のために指導金融と濃密な技術指導を行う全国的な農業開発計画）の参加希望者を訪問して必要書類の作成をするためである。彼等の持つサービスエリアは1人のPPL当り1つのユニットデサつまり約2500戸の農家に及ぶため仕事は多忙をきわめ、当然十分な活動ができない。

普及に関しては1人のコンタクト・タニに対して約20人の先進的農民（プログレッシブ・ファーマー）といわれる農民がついて1単位の普及グループ（クロンボック・タニ）が形成されている。さらに1人の先進的農民が5－8人の一般農民に働きかけることになっており、理論上はこれで1人のPPLが担当地域の農民全部に普及を実施できることになっているわけである。しかしPPLから下のレベルは総て無給であり、上からの指示で容易に動くわけではない。したがって普及の成果はPPLの能力や意欲もさることながら、その下のクロンボックの成員、特にコンタクト・タニや先進的農民の協力如何に大きく依存しているといわねばならない。すなわちここで農民組織の有用性が問われるわけである。このあたりの実態は資料になりにくいせいもあり、把握は困難であるが、村を訪問してもこのようなクロンボックの実習を見聞した例はないし、普及の実績からしてもほとんど一般には機能していないのではないか、と思われる。その理由はPPLの問題もあると同時に、クロンボックへの資金的援助の不在（コンタクト・タニの研修は存在する）もあるが、根本的にはこのような組織が既存の村の組織を跳び越して天下りの的に形成されたことが響いていると見るべきであろう。

BRIは融資希望者が村長とPPLの裏書きをした書類に対して審査を行い、貸付を実行



するだけであり、直接農民組織との接触はない。事実上の審査はP P Lの段階で終了しているわけであり、いわばP P Lが銀行の業務までも肩代りしているわけである。このような業務の負担に対してはP P Lからも、客観的な立場からも批判の声が出ているのは当然であろう。

B U U Dと呼ばれる多目的協同組合が法改正に伴ないK U Dと呼ばれる多目的協同組合の指導育成機関に格上げされたため、正式にはK U Dという名称の協同組合が政府の支援による唯一の農民のための協同組合組織となっており、1郡に少なくとも1つ、経済活動の量によっては複数個組織されている。これは形式的には組合員会議と、それによって選ばれた組合長を持ち、政府によって給与が支払われる専任マネージャーを備えている。K U Dの主要な機能は米を主とする農産物の販売事業、信用（これは非農民をも対象とする）、普及（これが一般の普及事業とどのように関与しているかが不明である）、生産資材・生活物質の購売事業、農産物などの輸送事業、精米業などの事業の運営であるが、最も大きなものは販売と購売（ビマス計画に基く肥料・農薬・種子の供給が主）・信用（預貯金を含む）である。

K U Dの数は1977年現在1万8,652、組合員数は748万余人（平均組合員数は400強）となっており、農家戸数1,437万戸と比して極めて高い組織率に見える。しかし、休眠状態の組合、名目上のみの組合員が相当数いるといわれ、この数字だけを見てこれを実体と考えるべきではない。むしろ問題は種々の活動状況の指標がいずれも1974-75年頃をピークとして停滞ないし、後退の傾向を示していることであり、組合数そのものも1975年の2万2,864をピークにして減少しつつある（組合員数は微増）。

このようなK U D組織の頭打ち現象の原因は、K U Dが資金や人材不足、経営能力の不足のために経営難にあり、政府の資金援助に依存し、その結果自立性を失ったり、不正や腐敗を招いたりしがちなことが一般的には指摘されよう。これらは勿論いずれも事実である。しかし、より大局的な視野から見る時、そもそもこの組織が上から育成されたものであり、農村の協同的経済活動のエネルギーを汲み上げる努力が充分でなかったことを指摘せねばなるまい。このようなエネルギーは講や、米倉庫利用隣組組合などの成功例に見られるようにゴトロヨンの精神に根ざしていまだにインドネシアの農村に強く存在している、と見てよい。インドネシアの農民組織の改善方向としては、具体的には次の諸点を挙げたい。

- ① 投入材や資金を相当額装備したモデル農協を作り、生産性の向上するような対象にむけて技術普及と金融を集中する。増収した分から返済させ、これを次期への資金として回転させる、という方式である。これにより、返済を確実にすることが組織の存続の前提であることを明確にすると共に、効率に対してメンバーが関心を持つようにしむけることができよう。
- ② 下からの組織化の重要性の視点から、各地方の農民組織の実態をまず正しく把握すること

とが必要である。したがって農民組織の実態調査を実施すること、次いでこれを受けた形での農民組織のマスタープラン作りが必要であろう。この際、例えば小規模経済協同集団のような自主的な農民組織を適切に評価し取り込んだ形での新機軸のプランが策定されることが期待される。

#### (4) 結 び

序に述べた如く、この調査は極めて短時日の期間で行われたものであり、農民組織の現況を把握することにほとんどの努力が傾注された。そのため明確な結論を出すことは尚早というべきであるが、あえて総論の結びとして3カ国にある程度共通する問題をまとめてみよう。

- 1) いずれの国においても、農民組織は農業開発計画において重要な役割を果たすものと認識されている。しかしその育成の戦略が外国からの単なる移入であるうえ余りにも画一的であり、それぞれの国の社会的・経済的な諸条件となじみ難いことが問題である。例えば協同組合を通じた投入材の配布と融資及び生産物の販売、技術普及においては、キーファーマーを核としたグループへの、普及員によるいわゆるV&T方式(Visiting and Training)などは各国とも一様に採用しているが、それらの現況と問題については本文で詳述する通りである。また、このように組織の結成、運営にあたっては、下からの声はほとんど反映しないこともその発展の上での大きな障害となっている。
- 2) 3カ国とも農業開発計画に関連する行政官庁が多くの省や多くの部局に分れており、「行政の縦割り」の弊害が指摘されているが、農民組織に関しても各官庁、部局が自らの「縄張り」内の業務について独自の末端組織を作っており、相互に重複や不整合が多にも拘らず、その間での調整がほとんどなされていない。勿論中央には一応調整委員会の如き組織があるが、実際にはこれは名目的なものでしかない。さらに問題なのはこうして作られた農民組織の継続性の無さである。新しい計画ができたり、計画が失敗する度に新組織ができるという繰り返しが多く、このような状況の下では農民が政府の指導についていくことは困難となる。
- 3) 農民組織の育成や活動を援助する資金の不足や施設の未整備も問題である。例えば融資資金や農産物価格支持のための農産物の買入れ資金、農産物の貯蔵施設の建設資金などが十分でないことは、現場では深刻な問題点として指摘されており、このために特に金融や農産物販売などの分野で、協同組合の活動が十分に行なわれ得ない場合が多い。
- 4) 組織の運営に関しては、協同組合などの経営体においても経営者能力の欠如が一般的な問題である。そしてこれが前述の資金不足とあいまって、華僑商人などの民間組織に対する競争力を弱めているのである。フィリピンの統合農場(Compact Farm)の計画でみられるように、民間からマネージャーを登用して企業能力を導入することも図られつつあ

- るが、この場合民間の中に華僑を含めることも有効な方法であろう。
- 5) フィリピンやインドネシアにみられるように、農業開発計画（例えばマサガナ99、マイサン77およびビマス計画など）における生産増強の戦略では、米やとうもろこしのよ  
うな単一作物が主体となっているが、小農の経営を指導するという立場からは、農業の多  
角化を考慮した農業経営全体のための営農計画が指導されるべき時期であるとみられる。  
なおタイではこのような考えに基づく普及計画が採用されつつある。
  - 6) 灌漑に関しては、大規模灌漑計画が末端で十分に効果をあげていない為に、末端水路の  
整備とその維持・利用のための農民組織の育成に行政の努力が傾注されている。しかし一  
般農民の現在の段階の灌漑農法は、水の掛け流しを前提としたものであり、精緻な水管理  
体系はまだそれほど必要とされていない。したがって、末端水路の整備や水利組織の強化  
などの面で成果をあげるための前提条件は、農民の技術水準がより一層集約化の進んだも  
のまで引上げられることである、と考えられる。
  - 7) 近年国際協力では、地域を選定してそこに多方面のアプローチから総合的に農業開発を  
図る、いわゆる総合農村開発計画が広く実施されるようになってきた。その際計画の中心  
的内容は、技術指導と投入材の供給、その購入資金の融資を通じて、末端から農民組織を  
育成すること、生産物の集荷と共同販売をその農民組織で実施し、販売代金から貸付金を  
回収し、これを回転基金として一層の融資の拡大を図るという様なものが適切であると考  
えられ、一部ではその方向で実施されつつある。また、米作地ならば精米所のような農産  
物加工施設を設置し、その施設が農産物の購入を行うという方法も農民組織の強化には有  
効であり、これも一部では実施されている。技術指導に関しては現在行われている方法を  
強化することが必要であるが、金融事務と指導業務の双方を普及員に行わせることはやめ、  
両者は判然と区分されるべきであろう。農場計画や農場資金計画も、現状のように金融機  
関への単なる名目的な提出書類としてではなく、経営の真の指針となるようなもの  
として作成されるべきであろう。この様に末端の農民組織を強化することが現段階では最も  
肝要であり、タイやインドネシアで計画されているように、規模の経済を重視した大規模  
農協の育成は尚早であると考えられる。それは交通通信インフラ等の一応の整備がなされ  
た後に、はじめて計画されるべきであろう。



各 国 編



1 タ イ





# 第 1 章 農民組織の諸背景

## 1 歴史的背景

### (1) 開港後の経済発展

タイは1856年のポーリング条約の締結により門戸を開放し、西欧諸国と正式な貿易関係に入った。開港後輸出向1次産品の生産と輸出が急増した。とりわけ米作の発展は著しく、このほか、スズ、チーク、後にはゴムの生産が勃興した。他方では、安価な消費財輸入の急増に伴って農村家内工業は解体し、棉作のような農村家内工業と結びついた生産は米作に転換され、タイ農業は米の生産に単作化していった。こうした1次産品の輸出に特化することによって、タイは自給経済から商品経済へと急速に巻き込まれていった。

開港当時タイには未開墾地が豊富に存在していた。米の生産は耕地の外延的拡大によって容易に増加したため、外国貿易による刺激にもかかわらず、伝統的耕作方法が温存され、反収を高めるような技術的変革は生じなかった。タイ王朝は米輸出を主要な財源とみなしていたため、国王は米作の拡大に重大な関心をもっていた。米への単作化が進行するにつれて、タイの農村は国際的な景気変動の影響を敏感に受けるようになり、とくに灌漑と交通の便に恵まれ、輸出用米作が伸張した中央平原の農村においてそのような影響が強く見られるようになった。

19世紀前半、華僑はすでにタイの貿易と航海業を支配しており、タイ王室と密接なつながりを持ち、拡大する王室貿易によく貢献したため特権を与えられていた。開港後貿易は自由化され、ヨーロッパ人はタイとの貿易に資本を投下したが、農村の末端にまで浸透することができなかった。他方華僑は小売業や小口の商売に長じていたため、ヨーロッパ人はかれらを買弁として利用した。こうして華僑は農村における米取引を媒介として強力な経済力を獲得し、米穀取引、金融業、輸送業、さらには精米業にまで手を広げていった。華僑は精米業でその地位を強固にし、郷党組織・同業者組合などを通じてみずからを組織していった。

米の直接的生産者である農民は、経済のあらゆる分野を支配する華僑に対して、経済的に従属的な地位に立つことを余儀なくされ、前期的な前貸金融支配の網の目の中で負債を累増させていった。

### (2) 伝統的村落社会の解体

タイでは未墾地が豊富に存在し、国王も自作農の創設を奨励する政策を採用したため、一部の地域を除いて地主的土地所有はあまり発展しなかった。またその地理的環境によって中央平原においては水利の問題は余り深刻な制約条件とはならず、水利統制機構が発展しなかったことは、この地域の村落社会において共同体的規制を緩いものにした最大の要

因の1つであろう。そのため商業的米作の発展した地域では農民相互間の関係は個人主義的色彩が濃く、強固な地縁共同体は形成されず、上下の支配従属関係とともに相互扶助的慣行もあまり存在せず、あったとしても拘束力は乏しかった。そのため外部勢力の侵入に対する抵抗力ははなはだ脆弱であった。

こうした緩やかな村落社会は、開港による急速な商品経済化の波に洗われるや、外部勢力による経済的支配に容易に屈服していった。自作農中心の自給自足的な村落においては、政治的・社会的結合の中核となる指導者層が形成されず、外部勢力に対して十分な抵抗をなしえなかったのである。中央平原を主体とする米輸出が増加するにつれて、この地域の小農経営はその伝統的生産技術を温存したまま直接商品生産者に転化し、華僑による高利貸的支配を甘受せざるをえなかった。こうした状況下では農民がみずからを下から組織化して経済的抵抗力を強めることはできず、政府の指導による上からの組織化もその意図する目的は十分に果されなかった。

### (3) 農業協同組合運動の発展

開港後の急速な商品経済の発展はその非近代的取引条件に伴う農家負債の累積の問題を引き起こし、深刻な社会的問題となっていった。こうした中で農民を組織化する必要性が認識され、1915年に大蔵省の商業統計局の中に協同組合課が新設されることになり、ここで協同組合設置に関する準備がなされた。1916年には仏暦2459年改正同業組合法が制定され、いまだ試験的段階にある協同組合設立の法律的整備がなされた。しかし、これは特別な協同組合法ではなかった。

タイにおける近代的農民組織の雛型は農業信用組合であり、その嚆矢は1917年にピサヌローク県に設立された協同組合である。この組合はライフアイゼン型の組織であり、同一村落に住む20人前後の顔見知りで構成されており、その組合員はすべての債務に対し無限の連帯責任を負わなければならない、規模はごく零細であった。

その後組合数は徐々に増加し、1927年には81の組合が存在していた。同年協同組合課は協同組合局に昇格し、その翌年には仏暦2471年協同組合法が制定された。同法は1934年に部分的な修正がなされたが、制定後40年間協同組合関係の基本法となった。タイの政体は1932年に絶対王制から立憲君主制へと移行し、これ以後組合の数と種類は増加し、1941年の組合数は2998になり、信用組合のほかに購買協同組合、土地改良協同組合、開拓協同組合、籾・農産物販売協同組合などが設立された。戦後協同組合の数が急増し、1955年には10,433にふえたが、そのうち9,847が信用組合であった。

タイの協同組合運動は60年以上の長い歴史をもっているが、その基本的性格は半ば官制組織に近く、農民は上から強制的に動員させられる形で組合に参加し、農民自身の自発

性はまったく欠如していた。

戦後の急速な人口増加と未開墾地の減少は人口／土地比率を悪化させ、特に商品化の進んだ中央平原では投入財の利用の増加もみられて農家負債は増大し、相続による土地所有の細分化がみられ、小作地比率の上昇をもたらした。農業生産力を発展させ、農民の所得水準を引き上げる必要性を痛感した政府は、1960年代に入るや積極的な農業開発政策を展開し、水利灌漑施設の建設、交通輸送網の整備および試験研究機関の設置などをふくむ大規模な社会公共投資を実施した。しかし、農村の末端における農民の組織化があまり進まず、新しくできあがった物的施設は有効に機能しなかったため、政府は既存の協同組合制度の根本的再編を決意した。

この目的で1963年には国家開発省が新設され、協同組合関係の業務は同省の信用販売協同組合局、土地協同組合局、協同組合監督局に移行した。

タイの協同組合はその大半が信用組合であり、平均組合数は20人前後ときわめて零細であり、経営効率も低かった。そのため従来の協同組合制度は、政府が期待するような農業開発政策の荷い手としての機能を発揮できなかった。そこで政府は協同組合制度の根本的改革を目論み、1968年に新しく仏暦2511年協同組合法を制定するとともに、翌年以降村落レベルの小規模な信用組合を合併し、郡レベルのより大規模な農業協同組合を設立する方針を決定した。この制度改革の狙いは単に信用組合の平均規模を拡大するのみならず、信用事業・購買事業・販売事業・利用事業などを幅広く兼営する総合農業協同組合を育成することにあつた。

協同組合制度の改革とともに行政機構の改革も実施されることになり、1972年に農業・協同組合省のもとに協同組合奨励局が設置され、従来各省・各部局に散在していた協同組合の監督組織が統一された。

1969年以降信用組合の合併が開始され、農業協同組合に改組されていった。この間責任形態は無限責任から有限責任へと改められていった。1969年に9,254であった組合数は1977年には644にまで減少し、1組合あたり平均組合数は約20人から815人へと飛躍的に増加していった。しかし、全農家数にしめる組合員の比率はわずかに8.2%にすぎず、農民の組織率は依然低いと言わざるをえない。また1973年における組合の地理的分布をみれば、中部60.7%、北部8.8%、東北部21.3%、南部9.2%であり、地域間格差が歴然としている。

米国協同組合連盟による援助の下で、国家経済社会開発委員会の農業協同組合小委員会は、1979年に『農協促進総合5カ年計画』を策定した。同報告書は冒頭部分で次のような厳しい評価を下している。「すでに61年間にわたって努力を続け、巨額な政府の財源を支出しているにもかかわらず、農業協同組合は失敗に終わったと一般に受けとめられて

いる」。

## 2 法的背景

タイで最初に作製された協同組合に関する正式な法律は、1928年に公布された仏暦2471年協同組合法である。同法は1934年に部分的な修正を受けたものの、その後40年間にわたって協同組合関係の主法として機能した。法律の条文は全体が34箇条からなり、その概要は次のとおりである。

### ① 組合の登記

協同組合を設立するためには本法の担当大臣が任命する登記官の承認が必要である。組合は登記によって法人として認められる。

### ② 組合の責任形態

組合の責任形態は有限責任もしくは無限責任でなければならない。

### ③ 組合員の資格

登記を申請する組合は20才以上の10人以上の組合員によって構成されなければならない。組合の設立目的が組合員に資金を貸し付けることである場合、同じ村もしくは村のグループ内に組合員が居住していなければならない。各組合員は組合の事業について一票だけ投票できる。

### ④ 貸付業務

組合は登記官の許可なくして非組合員に貸し付けをすることができない。各組合はその資金を政府の貯蓄銀行および大臣によって定められた機関へ投資または預金ができる。

### ⑤ 利益処分

無限責任で出資金のない組合は利益を分配できない。有限責任組合は次のように利益を分配できる。①定款にもとづいて準備金を増加する。②出資配当金を支払う。③その年度における組合利用事業分量に応じて組合員に分配する。

### ⑥ 組合の監査

登記官またはその代理人は少なくとも年に1回組合の監査をする。

### ⑦ 連合会

連合会は加入組合の正当な代表者による署名を必要とする。また組合員がすべて組合でない場合は10人の個人組合員の署名を、かかる個人が10人存在しない場合はすべての個人組合員の署名を必要とする。他組合がその組合員である場合には有限責任だけしか採用できない。

1934年における法改正では、政府から融資を受けている組合、または政府の元利保障によって他の金融機関から融資を受けている組合の権利・義務に関する条項が追加され、農

業金融の法的整備をはかっている。

1928年の協同組合法はおもに小規模な信用組合の設立を基本的趣旨として制定されたものであり、各条文にはごく簡単な規定が与えられているのみである。したがって、協同組合制度を根本的に再編し、信用組合を近代的な経済組織として脱皮させるためには、政府による行政指導のみならず、条文そのものの全面的改正と精緻化が必要であった。

1968年に制定された仏暦2511年協同組合法は7つの部分から成っている。すなわち、

- 第1部 有限責任の協同組合
- 第2部 無限責任の協同組合
- 第3部 協同組合の連合組織
- 第4部 協同組合の合併
- 第5部 清算
- 第6部 タイ国協同組合連盟
- 第7部 罰則

条文は全体で119条あり、前の協同組合法に比べて内容がより詳細になっている。新旧両法は組織原理をまったく異にしている。旧法の狙いが村落単位の信用組合の設立にあったのに対し、新法の眼目は小規模な信用組合を合併して郡単位のより大規模な農業協同組合の創出にあり、最終的には総合農業協同組合の育成を目標としている。そのため組合の責任形態を無限責任から有限責任に改め、従来信用事業に限定されていた業務の多角化を意図している。

この法律は協同組合登記官に広範な権限を与えており、組合の設立登記・定款・規約の承認、組合運営上の広範な許認可、会計監査員の任命、解散の命令、清算人の指定などがすべてその権限に含まれている。つまり、同法は行政機関の意図にそって農民を組織化し、協同組合を農政の上意下達機関として利用しようとしている。組合の規模拡大は、一方では近代的経済組織として機能の充実および経済効率の追求という側面をもつが、他方では行政責任者の指導・監督の権限をより強固なものとするのである。

従来の信用組合とは異なり、新たに組織される農業協同組合は相互に面識をもたない組合員を数多くふくみ、また組合員数も飛躍的に増加するため、組合の運営にあたっては、組合員の代表によって構成される運営委員会を組織し、理事、役員、その他専門の事務職員の雇用を義務づけ、業務の円滑な進行をはかっている。また少なくとも年に1回は正規の様式にもとづく貸借対照表・利益金処分案を作製し、厳密な会計監査を義務づけている。

協同組合の連合組織に関しては、旧法ではごく簡単な規定しか与えられていないが、新法ではその資格・権利・義務・機構などがより具体的に規定されている。さらに全国の協同組

合を統轄するタイ国協同組合連盟の機能と役割が明確に示されている。連合組織に関するこうした規定の背後には、単位組合から県段階の連合会、国段階の連合会、さらには頂上組織としてのタイ国協同組合にいたる体系的な協同組合制度を構築しようという、同法の意図が存在しているのである。

旧法と新法を比較すれば、その内容に格段の進歩が認められることは一目瞭然である。しかし、法律のみがいくらりっぱなものであったとしても、実際に適用可能なものでなければ何らの意味をもちえない。換言すれば、協同組合に関する精緻な法律が制定されるということは、それと同時に法律が要求するような近代的協同組合が一挙に出現することを意味するものではない。

1968年に新しい協同組合法が制定されて後、たしかに組合の合併と大型化は進行しているが、政府が当初意図したような成果をあげていない。この原因としては、農業協同組合が建前としては農民の自発的組織であるというポーズをとりながら、実際には国家の出先機関と大差のないものになってしまっていることがまず考えられる。このような状況の下で、協同組合が取扱い量を増やそうとすれば広域化に依るしかなく、その場合には組合員間のコミュニケーションなどの問題が生じ、かえって不振の原因ともなった。

この協同組合法は政府の農業行政上の必要性にもとづいて制定されたものであり、農民自身の農業生産上の必要性にもとづいて制定されたものではない。前述した『農協促進総合5ヶ年計画』は、過去10年余におよぶ協同組合運動の失敗の教訓を踏まえて企画されたものであり、協同組合法の全面的改正をふくむ既存の協同組合制度の根本的な改革案を提起している。

### 3 社会経済的背景

#### (1) 農業負債と土地問題

1962年から76年にかけて、タイの総人口は2,800万人から4,300万人へ、農業就業人口は1,183万人から1,467万人へと急増している。1960～76年の期間中農業総生産は実質で年率4.9%で成長しているが、耕地面積の増加が4.7%に達している。つまり、農業部門における生産の増加はほとんど耕地面積の外延的拡大にもとづくものであり、単位面積あたりの生産性の増加はほとんど認められない。<sup>(注1)</sup>

近年人口は依然として増加しつつあり、新たに開墾可能な土地の面積はしだいに減少しつつあるため、農家負債は累積し、農地は細分化され、小作地比率が増加しつつある。こ

(注1) 国際開発センター『海外農林業開発協力国別(地域別)方針基礎調査報告書  
—タイ編—』

うして農村では社会的不安を引き起こす要因が醸成されつつあり、今日農家負債と土地問題の解決が農政に課せられた緊急な政治課題になりつつある。

第1表 地域別農家負債(1970年)

	負債農家比率 (%)	負債農家の1戸あ たり平均負債額 (パーツ)
中部	56	7,483
東部	47	8,268
北東部	34	1,850
北部	31	4,230
南部	27	3,199
平均	36	4,308

(出所) Pradit Machima., Growth and Development  
of Agricultural Cooperative in Thailand,

第1表は、1970年の地域別農家負債の概観を示している。同表によれば、全農家戸数のうち36%が負債を有しており、負債農家の平均負債額は4,308パーツに達しており、地域別には輸出向け米作の中心である中部がもっとも高く、負債農家比率56%金額では7,483パーツに達し、これについてそれに隣接する東部が47%、8,268パーツに達している。このことは中央平原を中心とした農家経済の現金化、特に投入財使用の増加と深い関係にある。

農家の借入れ先の構成は第2表のとおりであり、全国平均では親類33.9%、近隣者22.5%、商人9.3%、銀行21.3%、農協12.7%、農民組織0.5%となっており、前者、すなわち前近代的形態の融資が65.7%にも達している。年平均利率率は24.8%であり、利子が現物で支払われるばあいには41.4%もの高率になる。前近代的貸し手(親類、近隣者、商人)の利率は、近代的金融組織(銀行、農協、農民組織)に比べて著しく高利である。

タイ農民の多く、とくに中部では負債なしで生活することは難かしく、親戚、近隣者、商人など前近代的な慣行にもとづく負債がその大半をしめ、近代的金融機関を利用できるのは一部の富裕な農民に限られ、量的にはごくわずかである。農家負債の問題は単なる高利支払いのみならず、債務者に対して青田売りが強要されたり、土地売却を余儀なくされ

たりするので、農村にゆゆしき社会問題を引き起こしつつある。

第2表 農家の地域別借入れ先構成(1970年) (%)

	親 戚	近隣者	商 人	銀 行	農 協	農民組織	その他	計
中 部	31.8	41.9	13.9	11.8	—	0.7	—	100
東 部	68.7	14.3	7.5	9.3	—	0.2	—	100
北東部	58.9	14.2	9.0	8.7	8.6	0.6	0.6	100
北 部	12.4	25.4	15.7	35.3	10.6	0.7	—	100
南 部	31.4	35.9	10.5	12.5	9.6	—	—	100
平 均	33.9	22.5	9.6	21.3	12.7	0.5	—	100

(出所) Pradit Machina, Growth and Development of Agricultural Cooperative in Thailand

第3表 地域別小作農比率 (1973/74年)

	農家総戸数(戸)	小作農戸数(戸)	小作農比率(%)
中 部	853,654	352,632	41.3
北 部	1,127,888	301,255	26.7
東 北 部	1,820,252	157,967	8.7
南 部	577,749	101,004	17.5
全 国	4,379,543	912,858	20.8

(出所) 末広 昭「タイの農地改革—1975年農地改革法の背景と概要」  
滝川 勉編「東南アジア農村社会構造の変動」

第3表は、地域別小作農比率である。同表によれば、全国農家総数の20.8%が小作農であり、地域別にみれば、中部41.3%、北部26.7%、南部17.5%、東北部8.7%であり、中部の比率はきわめて高い。次に、第4表から中部各県における小作農比率の推移をみれば、1968/69年から1973/74年にかけて、土地を喪失した農民の数が年々増加傾向にあることが読みとれ、これが中部の特質と見てよい。



第4表 中部タイ各県の小作農比率(%)

県名	1968/69年	1973/74年
バトゥムターニー	82.6	83.9
アマチャー	62.1	76.5
サムット・プラカーン	68.2	71.5
ナコンナーヨック	47.0	67.7
チャチュンサオ	42.7	63.6
サラブリー	42.0	53.6
アーントーン	39.7	49.9

(出所) 末広 昭「タイの農地改革-1975年農地改革法の背景と概要」  
滝川 勉編『東南アジア農村社会構造の変動』

(2) 政府の農業開発計画

政府は1960年代以降積極的な経済開発計画を推進し、第1次経済開発6カ年計画(1961~66年)および第2次経済開発5カ年計画(1967~71年)を通じて、公共開発予算支出型の農業開発政策を採用し、水利灌漑施設の建設、交通輸送網の整備、試験研究機関の設置、その他インフラストラクチャーの整備に大量の資金を投下した。

第3次経済開発5ケ年計画(1972~76年)においても、第5表から明らかなように、農業・灌漑部門は総予算の14%をしめており、依然として公共開発支出の比重は大きい。同計画における農業開発の基本目標は、①農業の多角化、②生産性の向上、③灌漑システムの充実、④農民の組織化の4項目である。とくに④の目標は①②③の目標を達成するためのカナメの位置をしめており、農家を対象とする諸機関を設立育成するとともに、金融・流通・水利などの各分野で農民の組織化を推進し、農民の社会的・経済的地位の強化を狙っている。

第3次計画期における協同組合に関する方針は次のとおりである。

- ① 水利組合の奨励と総合農協の活動を関連づけて強化し、17の選ばれた灌漑計画地域でその設置を推進する。政府の関係各省は総合農協を通じてその諸活動に協力する。これは水利の改善により農業の集約化を図ろうという意図からである。
- ② 前述のように小規模な信用組合を合併して、より規模が大きく効率の高い協同組合に改組する。米穀販売組合については精米場を設けている組合に従来より多くの援助を与え、倉庫、サイロなどの施設を創設して強化をはかる。
- ③ 計画期間中、信用・販売農業協同組合による制度金融に対する融資申請に強力な援助

を与える。

- ④ 拓殖協同組合、土地借入購入協同組合および土地取得基金を拡大する。
- ⑤ タイ国協同組合連盟による協同組合に対する訓練事業の拡大は、協同組合がなるべく早く自己の事業をみずから処理できるようにするために、引続いて援助が与えられる。

第5表 第3次経済開発5カ年計画における部門別公共開発支出

(100万バーツ)

	国家予算	外国からの 借 款	外国からの 贈 与	自己調達資金 <sup>(注)</sup>	計	(%)
農 業・灌 漑	11,620	1,165	850	60	13,695	13.7
工 業・鉱 山	510	—	200	770	1,480	1.5
流 通・サービ ス	170	—	—	700	870	0.9
通 信・輸 送	10,900	4,945	450	3,180	19,475	19.4
動 力	1,970	2,655	150	3,100	7,875	7.8
小 計	25,170	8,765	1,650	7,810	43,395	43.3
社 会 開 発	2,200	—	350	—	2,550	2.7
都市・農村開発	5,430	2,505	1,100	6,035	15,080	14.9
衛 生	5,500	—	840	—	6,340	6.3
教 育	31,200	660	1,050	—	32,910	32.8
小 計	44,330	3,165	3,350	6,035	56,990	56.7
総 計	69,500	11,930	5,000	13,855	100,275	100.0

(注) 自己調達資金とは国営企業と地方行政当局が調達する資金

(出所) Pradit Machima. " Growth and Development of Agricultural Cooperative in Thailand "

第6表によって農民の組織化の動向をみれば、1973～76年の期間中、農協への加入率は9.1%から12.3%に、農協・農民組織への加入率は14.4%から21.7%に増加している。このように農民の組織率は高まりつつあるとはいえ、全農家戸数にしめる割合は依然として低い。

農業生産は水利条件によって大きく影響を受ける。同計画期間中灌漑プロジェクトの主要工事に関してはすでにかんりの整備が進んでおり、灌漑計画の重点は末端工事に移りつつある。現状では物理的な諸施設は完成しても、末端で有効な水管理組織が結成されていないため、効果は十分発揮されていない。したがって農業の多角化、土地利用率の上昇は

あまりみられず、農業生産および農家所得の上昇をはばむ大きな要因となっている。

第6表 農民の組織の動向

	1973		1976	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数
農業協同組合	760	341,329	602	462,121
漁業協同組合	3	816	4	387
入植協同組合	250	10,300	55	29,534
小計	1,013	352,445	661	492,042
農民組織	4,195	205,448	2,801	375,000
合計		557,893		867,042
農家数		3,884,914		4,002,631
農協加入率		9.1%		12.3%
農協農民組織加入率		14.4%		21.7%

(出所) 国際開発センター編『海外農林業開発協力国別(地域別)方針基礎調査報告書—タイ編—』

タイでは戦後の急速な人口増加に伴って、特に中央平原で官吏・商人・農産物加工業者などによる大規模な地主的土地所有が形成されつつあり、他方では、土地を失った農民の数が増加しつつある。こうした事態に対応して、1975年に政府は農地改革法を制定し、土地所有に上限を設けることによって自作農の創設と耕作権の保障を試みた。しかし、農地改革<sup>(注2)</sup>の試みは今にいたるも十分成功していない。

第4次経済社会開発計画(1977~81年)は、ベトナムの統一を国際的背景として、経済成長から社会的公正、地域間格差の是正および国家の安全保障に関わる問題へと重点が移行している。しかし、農業開発の個別戦略では第3次計画の個別戦略をほとんど継承しており、第3次計画で達成できなかった目標の推進を狙っている。第7表は、第4次計画期における各部門別予算配分である。

第3次計画の最終年である1976年にはタイ経済は不況の渦中にあり、第4次計画の最初の2年間は不況からの脱出が当面の政策目標になっている。農業政策においては、経

(注2) 農地改革法は立法化されたものの、実行過程では例えば予算配分が計画の18億パーツを1億パーツに減らされるなどの反対にあっている。

第7表 第4次経済開発5カ年計画における部門別公共開発支出

(100万バーツ)

	国家予算	外国からの 借 款	外国からの 供 与	自 己 調 達 資 金	計	(%)
農 業 ・ 灌 漑	33,495	4,880	575	150	39,100	15.5
工 鉱 業 ・ 商 業	2,085	710	225	585	3,605	1.4
通 信 ・ 輸 送	26,735	6,300	200	3,940	37,175	14.7
動 力	1,485	10,800	50	3,615	15,950	6.3
小 計	63,800	22,690	1,050	8,290	95,830	37.9
社 会 開 発	7,910	360	350	—	8,620	3.4
公 共 施 設	15,025	6,750	100	11,460	33,335	13.2
公 衆 衛 生	18,880	—	500	—	19,380	7.7
教 育	94,785	—	500	—	95,285	37.8
小 計	136,600	7,110	1,450	11,460	156,620	62.1
総 計	200,400	19,800	2,500	19,750	252,450	100.0

(出 所) The National Economic & Social Development Board, Office of the Prime Minister., Summary of the Fourth Five-Year Plan 1977-1981.

済の急速な回復をはかるためには、農業における強固な発展の基礎を打ちたてる必要があるという認識から、土地改革の推進、農村に対する信用供与の拡大、農家レベルの開発計画の推進、農産物価格を安定させるためのバッファー・ストックの確立、農民組織の育成、農業関連企業への投資拡大などが具体的な方策として掲げられている。

農民の組織化については、農協の市場における役割を増大させ、中間商人に対する抵抗力を強化することが目標になっている。このためには、①政府が適切な助言を行ない、協同組合の管理職にある者への訓練を実施し、②制度金融および民間の融資を農協およびその他の農民組織を通じて行ない、これらの組織を強化充実させることを目標としている。

#### 4 行政機構

タイの中央行政機構は、第1図に示すように、総理府を中心として12の省と4つの庁からなりたっており、また地方行政機構は県(チャンワット)、郡(アンバー)、行政村(タンボン)、村(ムーバン)に分かれている。タイは高度に集権化された中央政府をもつ単一

国家であり、地方行政機構は中央が決定した政策の執行機関にすぎない。

第1図 タイの中央行政機構

府	省	庁
総 理 府	国 防 省	翰 林 院
	外 務 省	議 会 事 務 局
	交 通 省	
	内 務 省	官 内 庁
	文 部 省	侍 従 庁
	衛 生 省	
	大 蔵 省 農 業 ・ 協 同 組 合 省 国 家 開 発 省 法 務 省 経 済 省 工 業 省	

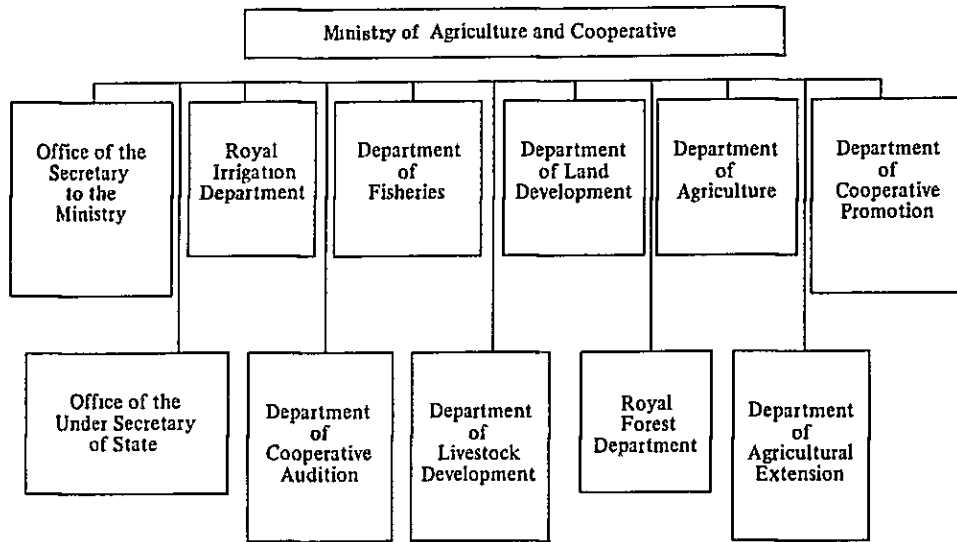
(出 所) 国際協力事業団編『開発途上国に対する農業普及協力の手引  
—各国編—』

県は全国で73あり、内務大臣が任命する県知事が県の行政に責任をもっている。県議会は選挙された9名以上の議員によって構成されるが、実質的にはあまり活動していない。郡には、内務大臣により任命された郡長(ナイ・アンパー)が県知事の指揮監督下において郡の行政に責任をもっている。地方行政の最小単位は村であり、村長(プーヤイ・パーン)は民選である。村長は行政村長(カムナン)を互選し、こうして選ばれた行政村長は県知事によって正式にその地位に任命される。行政村長と村長はその地域を代表するとともに、上意下達にあたる。

1953年の地方自治体法により、人口緻密地帯には地方自治体(テーサバーン)が設けられている。地方自治体には特別市自治体(テーサバーン・ナコーン)、市自治体(テーサバーン・ムアン)、町自治体(テーサバーン・タンボン)の3種類がある。現在特別市はバンコク、トンブリー、チェンマイの3市、市自治体はコーラートほか82市、町自治体はベトンほか35町である。

農業行政の主務官庁は農業・協同組合省であり、第2図に示すように、同省の下部機構は11の局からなりたっており、各局はさらに地区・県・郡のレベルまで事務所をおいている。タイでは協同組合に関連する政府組織は従来各省もしくは省内の各部局に散在していたが、1972年に国家行政審議会の政令第226号によって、現存する協同組合事業担当の政府諸機関とその業務を統合して、農業・協同組合省のもとに協同組合奨励局が設置された。第3図は、協同組合奨励局の機構図である。

第2図 農業・協同組合省の機構図



〔出所〕 国際協力事業団編「開発途上国に対する農業普及協力の手引 — 各国編 — 」

1968年の協同組合法は、協同組合の登記・協同組合監事の任命・その他同法に規定された事務に責任をもつ協同組合の登記官について規定しているが、現在では協同組合奨励局長官が登記官の役目をはたしている。

農民の組織化を推進する行政機関としては、協同組合奨励局が協同組合の指導・監督に力を入れているほか、農業普及局が農民組織の設立を推進しており、また王室灌漑局が水利組合の育成を行なっている。こうした行政機関のほかには、農業・農業協同組合銀行が農民組織を通じて金融上の便宜を与えている。

第3図 協同組合奨励局の機構図

---

長 官
秘 書 室
長官代理(運営)
〃 (技術サービス)

---

会 計 課
人事・人材開発課
経営補助金課
企画・統計課
一般サービス課(図書館, 出版, 対外関係)

---

農業協同組合奨励課
非農業協同組合課
訓練課(非組合員向)
県事務所
郡事務所

---

入 殖 課
土木工学課
県事務所(59カ所)

---

(出所) The Subcommittee on Agricultural Cooperatives,  
National Economic and Social Development Board.,  
A Five-year Comprehensive Plan for the Development  
of Agricultural Cooperatives.





## 第2章 農業に関する諸機能と農民組織

### 1. 技術普及のための組織

技術普及の主務官庁は農業普及局であり、1968年に米穀局と農業局の普及事業を合併して新設された。同局の機構は第4図に示すように、総務・人事・会計・企画・農政振興・作物生産促進・病虫害防除・種子増殖・農業広報の9部からなり、1978年末現在その下部組織として、6つの地域農業普及事務所、72の県農業普及事務所、647の郡農業普及事務所がある。

第4図 農業普及局の機構

<p>中央機構 260人</p>	<p>総務課 人事課 会計課 企画課 農政振興課 作物生産促進課 病虫害防除課 種子増殖課 農業広報課</p>
<p>地域農業 普及事務所</p>	<p>北部(チェンマイ) 中部(チャイナート) 東北部(コンケン) 西部(ラーチャブリー) 東部(チャチュンサオ) 南部(ソンクラ)</p>
<p>県農業 普及事務所</p>	<p>71カ所</p>
<p>郡農業 普及事務所</p>	<p>632カ所</p>

〔出所〕 国際協力事業団編『開発途上国に対する農業普及協力の手引—各国編—』

試験研究機関としては、農業局内の10部門（稲作部・畑作部・養蚕部・ゴム部・農業機械部・病理微生物部・昆虫動物部・園芸作物部・農芸化学部・技術部）が試験研究を担当している。また土地開発局の3部門（土壌分析部・土壌調査部・土地分類部）、王室灌漑局の2部門（調査研究部・操作補修部）、および畜産振興局の3部門（研究教育部・血清ワクチン部・家畜栄養部）でも試験研究を行っており、さらに外国の経済援助によって、東北地域農業センター（アメリカの援助）、チャオブラヤ流域農業センター（オーストラリアの援助）などが設立されている。なお畜産の研究はおもにカテサート・コンケン・チェンマイの3大学が中心となって研究を進めている。

このほかには全国5カ所（ピサヌローク、コラート、チェンマイ、チャイナット、スラータニ）に種子センターが設けられており、米・大豆・メイズ・落花生などの高収量品種の生産・普及、採取技術の普及などを行なっている。これらの活動に普及員が関係する機会はきわめて多い。また病害虫防除は施策として重要であるため、各地で病害虫防除所の設置に努めている。

普及事業の目的は次のとおりである。

- ① 既存の農事慣行を改善するために農民に援助を与える。
- ② 農作業を近代化するために農民に援助を与える。
- ③ 農業の近代化過程で生じる技術的諸困難を克服するために農民に手助けをする。
- ④ 農民が現在抱えている農業生産および流通上の諸問題を、農業・協同組合省および試験研究機関に伝達する。
- ⑤ 調和のとれた計画の立案、実施および目標の達成のため、農業計画の立案者と農民を結びつける役割をはたす。
- ⑥ 農民が農協や農民組織を設立できるように援助を与える。

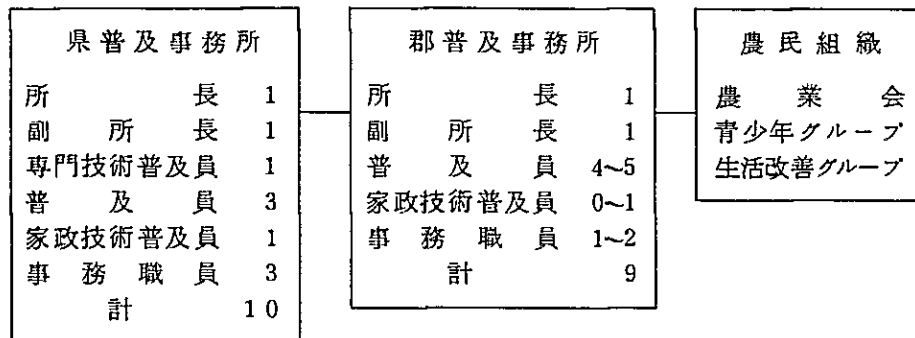
普及事業の職員数は1978年末現在次のとおりである。

農業普及局本部普及職員	1,013人
県農業普及事務所普及職員	748人
郡農業普及事務所普及職員	5,808人
家政技術普及員	248人
計	7,817人

普及員には専門技術普及員、一般の普及員、家政技術普及員の3つある。専門技術普及員には大学卒の資格が必要であり、他の普及員になるためには、7年間の業務教育終了後3年あるいは5年制の農業高校卒業後、国家試験に合格しなければならない。

県・郡の農業普及事務所は地方行政機関の管轄下に置かれ、県知事と郡長からおもに命令を受ける。現在のところ郡長が地方行政のカナメの位置にあり、かれらの協力なしには普及事業はうまくいかない。県・郡の農業普及事務所の人員構成と農民との関係は第5図のとおりである。郡の普及事務所は種々の農民組織に対して普及活動を行なっており、1事務所あたり5～6の農業会、2～3の青少年グループ、1～2の生活改善グループを担当している。1人の普及員は平均して1,000～1,250戸の農家を担当している。

第5図 普及組織図



〔出 所〕 国際開発センター編『海外農林業開発協力国別（地域別）方針基礎調査報告書 — タイ編一』

県普及事務所の具体的業務は、ピサヌローク県を例にとれば、①庶務・経理・人事、②肥料・農薬の融資、③資材の斡旋、④統計、⑤新技術の伝達、⑥模範農場の設置、⑦農協の育成、⑧病虫害防除のための機械貸与、薬剤の提供、⑨種子の増殖と供給、⑩農業経営の指導、⑪農産物流通の指導、⑫洪水地帯の援助、⑬テレビ・ラジオによる技術広報などが列挙される。郡普及事務所の業務は県普及事務所の業務に準じているが、普及事項の決定に際して前者の主張が反映されることはあまりなく、後者の手足となって現地の農民と直接に交わり、技術普及の浸透および伝達をはかっている。

普及組織はいまだ未整備なため、政府は各種農民組織を普及活動の効率化をはかるための技術伝達の受皿とみなし、さらに農業協同組合の母胎にしようとしている。農業・協同組合省はこれらの組織が農民組織として登記されると、集団活動に必要な施設・資材の購入の援助などを行なうことにしている。

国家プロジェクトの対象となっている重点地域においては農区長（Farmers Foremen）制度を実施している。すなわち、農民から選ばれた4人の農区長をトップとして、2人×4組の連絡員を配下におき、各2人の連絡員ごとに50人の農民を所属させるという方法によって、体系的かつ濃密な集団的な普及活動を推進している。実際の普及方法としては、プロジェクト事務所の普及員が2週間に1回農区長を事務所の訓練所に呼び、指導・訓練を施し、

農区長は2週間以内に8人の連絡員に伝え、連絡員はさらに50人の農民に伝達し、この間普及員は現地を回ってその活動をチェックすることになっている。

ここで普及事業が抱えている行政機構上の問題について考えてみよう。普及事業は農業普及局が中心となって推進しているが、他の普及組織の権限が複雑に入り組んでおり、各機関相互の意見の調整が十分に行なわれていない。たとえば、灌漑プロジェクトがある地域で完成したばあい、農業普及局、王室灌漑局および土地開発局の権限が重複しており、各機関がそれぞれ別の計画にもとづいて農民に組織を作らせて指示を与えるために組織間の指導に混乱がみられる。また農業普及局を頂点とする県・郡の普及事務所と、内務省を頂点とする県・郡の地方行政機構の権限の区別が明確でないため、前者は後者の協力がえられない場合末端の農民に有効に普及活動を実施できないことがしばしばある。こうした政府機関相互の利害関係を調整するためには、より高いレベルの委員会によって各機関の権限を明確にし、末端にまで及ぶ有効な協力体制を創出する必要がある。

タイの農業技術研究の水準は東南アジア諸国の中では高い方であるが、各試験研究機関相互の調整、すなわち、農業・協同組合省の各局間の調整、農業局内での各部門間の調整、および同省の試験研究機関と各大学農学部との調整がほとんど行なわれていない。またこれら試験研究機関における研究成果を農民に普及させる上で不可欠なのが普及体制との連携と交流であるが、これが不十分であるため研究機関の研究内容が農家の実際の必要から遊離する問題が生じており、両者を有機的に結びつけるための調整機関や普及員の研修システムが必要となっている。

次に、普及事業が現在抱えている制度上の問題点としては以下の7つが指摘できる。

- ① 普及職員の質が低い。
- ② 普及職員の数が不足している。
- ③ 専門技術員が制度化されていない。
- ④ 県レベルと郡レベルの普及職員間に業務内容の分担関係が明確でない。
- ⑤ 試験研究機関との関係がルール化されていない。
- ⑥ 大学との連携がとれていない。
- ⑦ 生活改善の普及活動が弱体であり、その内容にも明確な目標が存在しない。

したがって農区長を拠点とした農民への有効な普及活動が不十分である。

現時点で農業普及局が掲げている普及事業の強化策として顕著なものはあまり見当たらないが、さしあたり、①普及員の増員、②普及員の研修強化、③病虫害防除活動の強化、④農区長制度のもっとタイ農民の現状に合わせた制度の確立などが目標とされている。

諸外国の技術協力についてみれば、アメリカの比重がもっとも大きく、諸外国技術協力資金の約40%をしめており、アメリカ以外では西ドイツ・日本・オーストラリア・イギリス

・ニュージーランド・オランダ・フランスなどが技術協力を行なっている。

外国援助による試験研究事業は、現在のところいかに水準の高い技術移転が成功しても、それは学術分野での貢献にとどまっており、実際の農業の発展にはかならずしも寄与していない。外国援助によるプロジェクトでは、外国人専門家が滞在している間は研究が発展するが、かれらが帰国してしまうと、技術の定着が不十分なため研究がもとの水準に戻ってしまうという問題が生じている。したがって、真に農業技術の水準を発展させるためには、技術の定着が最大の課題であり、このための強力な対策が必要とされている。外国援助による技術移転の成否の鍵はカウンターパートの養成の問題にあり、この方向に沿った制度の改善がタイ・援助供与国双方に必要である。またこれは技術自体のみならず、普及方法にも問題がある。

普及事業への協力に關して現在問題になっているのは、普及員の不足とかれらを教育する指導者の不足があげられる。既存の農業技術研究は普及事業の実際の必要とかけ離れたものが多く、東北部・北部・中部の各地域農業開発センター、あるいは農業・牧畜・養蚕・その他作物別の試験場が存在していても、基本的な技術上の問題が生じた場合、そこだけでは解決しえないという問題がある。しかし、普及体制を強化するためには、こうした技術上の問題のみならず、普及員の待遇をふくむ地位の向上をどうはかるのか、あるいは技術普及を妨げている行政機構や農民組織をどのように改革していったらよいかというような、外国による援助のみによっても解決しえない問題が存在している。

## 2. 金融のための組織

農業金融組織は大別して伝統的金融組織と近代的金融組織の2種類に分けられる。伝統的金融組織とは親戚・近隣者・商人・高利貸しなどのことであり、彼らが供給する資金の大きさについては正確な統計は存在しないが、農業融資総額の約90%に達するものと推定されている。近代的金融組織には農協、農民組織、農業・農業協同組合銀行（以下 BAAC と略称）、商業銀行などが存在している。

BAAC は農業金融のための最大の専門機関であり、個人農民に対する直接融資および農協・農民組織を通じた間接融資を行なっている。農協はもっとも古い起源をもつ農業金融機関であるが、その貸付資金のほとんどを BAAC に仰いでいる。また政府資金が各種農民組織を通じて農民に供給されている。すなわち、総理大臣を議長とする農民救済委員会が、①農業普及局 — 農民組織、②土地開発局 — 土地協同組合、③行政局 — 水利組合というパイプを通じて農業資金が融資されている。商業銀行としてはバンコック銀行、タイ農民銀行、アヌタヤ銀行、クルンタイ銀行などが農業金融を担当している。

第8表は、1973年における制度金融機関別農業関係融資額である。制度金融のうち最

大の比重をしめるのは BAAC であり、総融資額の 61.4% をしめている。その内訳は個人農民 35.8%、農協 25.5%、農民組織 0.1% であり、個人農民の比率がきわめて高い。商業銀行の融資額は 28.5% であり、2 番目の位置にある。農協の融資額は 25.5% に達しているものの、貸付資金の大半は BAAC から調達しており、自己資金は 2.8% にすぎない。農民組織の融資額は 8.1% に達しているが、そのほとんどは政府資金を源資としている。

第 8 表 金融機関別農業関係融資額 (1973 年)

(100 万バーツ)

農 業 ・ 農 業 組 合 銀 行		(%)
— 個 人 農 民 貸 付	1,101.8	35.8
商 業 銀 行	887.7	28.5
農 業 協 同 組 合	842.8	27.4
— 農 業 ・ 農 業 協 同 組 合 銀 行 資 金	(784.8)	(25.5)
— 自 己 資 金	(85.0)	(2.8)
農 民 組 織	248.1	8.1
— 農 業 ・ 農 業 協 同 組 合 銀 行 資 金	(3.4)	(0.1)
— 政 府 資 金	(244.7)	(7.9)
合 計	3,081.4	100.0

[出 所] Pradit Machima; Growth and Development of Agricultural Cooperative in Thailand,

また融資を受けた農民数と 1 人あたり融資額を第 9 表からみてみよう。まず融資を受けた農民数では、農民組織 49 万人、農業・農業協同組合銀行 26 万人、農協 24 万人、商業銀行 4 万人、以上合計 103 万人である。次に 1 人あたり融資額では、商業銀行 3.366 バーツ、BAAC 2.207 バーツ、農協 1.135 バーツ、農民組織 1.78 バーツ、平均 1.027 バーツである。

以上の事実から、商業銀行を利用しうる農民はもっとも富裕な階層や農産物の集荷人に属し、これに次いで BAAC から直接融資を受ける個人農民が 2 番目にあたり、農協あるいは農民組織を通じて間接融資を受ける農民は前二者に比して相対的に貧困である。しかし、タイ農民全体の中で比較すれば、以上のような近代的金融組織を利用しうる農民はごく一部の恵まれた層に属している。大半の下層農民はほとんどが前近代的金融組織に依存しており、彼らが負担する金利は前者に比してはるかに高いのである。

タイの最大の農業金融機関は BAAC であり、その前身は 1943 年の農業協同組合銀行

第9表 農民に対する融資額（1970～72年，3年平均）

	農 民 数 (人)	農民一人あたり (パーセント) 融 資 額
農業・農業協同組合銀行	264,107	2,207
商 業 銀 行	35,053	3,366
農 業 協 同 組 合	236,190	1,135
農 民 組 織	493,697	178
合 計	1,029,043	1,027

〔出 所〕 Padit Machima., Growth and Development of Agricultural Cooperative in Thailand,

法にもとづいて4年後に設立された農業協同組合銀行である。同行は1966年の改組をへて現在の機構に再編された。この改正の大きな点は従来の信用組合のはかに個人農民に対するグループの直接融資が可能になったことである。1979年3月現在同行の資本金は17.7億パーセントであり、その最大の株主は大蔵省である。同行は58の県に支店を置き、409カ所に現地出張所を設け、528の郡で業務を行なっている。第6～7図は、同行の本店・支店の組織図である。

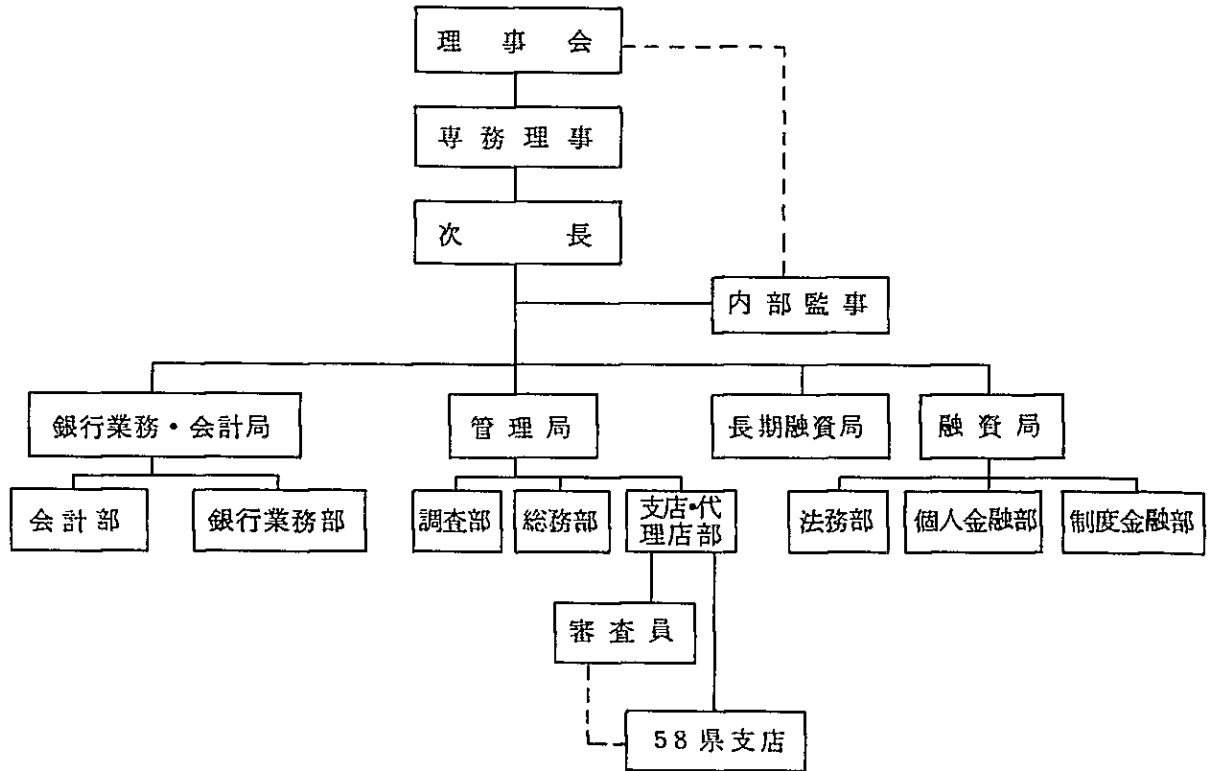
1979年度における同行の貸し付け政策は次のとおりである。

- ① 小農に力点を置いて営業地域を拡大する。
- ② 民間の商人・高利貸しの活動に取って代わる努力を強化する。
- ③ 銀行の基準に照らして農民の土地買い戻しを促進する。
- ④ 計画地域では将来性があり協調性に富むと銀行が認めた小農に対し特別に長期貸付を行なう。
- ⑤ 農協および農民組織に対しては全体的な経営効率に応じて融資を行なう。

同行の貸付業務は個人農民グループに対する直接融資と農協・農民組織を通じた間接融資の2通りあり、資金は第8図に示すような系統を通じて流されている。1979年3月現在各支店に登録されているグループを作った個人農民78万514人（融資残高56.8億パーセント，61.9パーセント），農協722（30.1億パーセント，32.8％），農民組織1574（4.8億パーセント，5.2％）である。

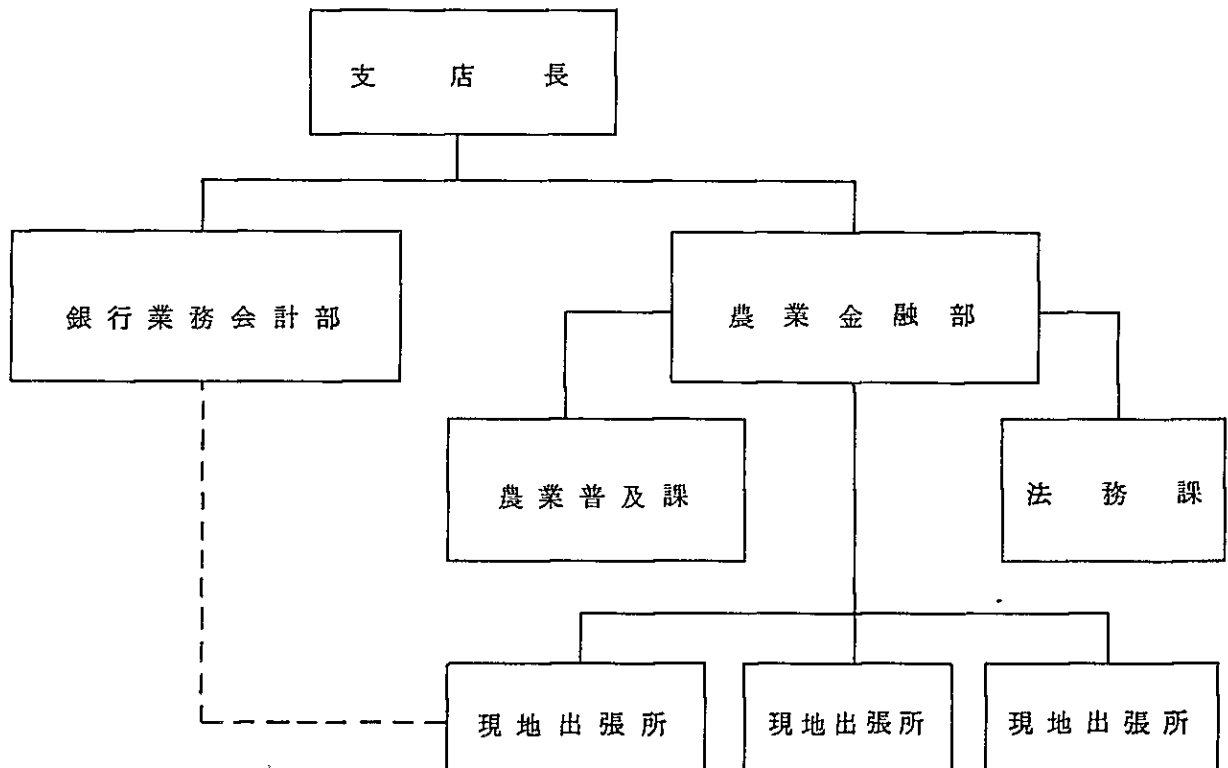
グループ個人農民に対する融資には短期・中期・長期の3種類あり、同行の支店・現地出張所を通じて貸し付けられている。償還期限はそれぞれ1年・3年・10年以内であり、金利は一律12％である。第10表は、グループ個人農民貸付の概要である。1978年度における期末残高を比較すれば、短期44.7％，中期45.2％，長期10.1％であり、短期・

第6図 農業・農業協同組合銀行の組織



〔出所〕 海外経済協力基金調査開発部編『タイ王国農業金融事業調査報告書』 1975年、120ページ。

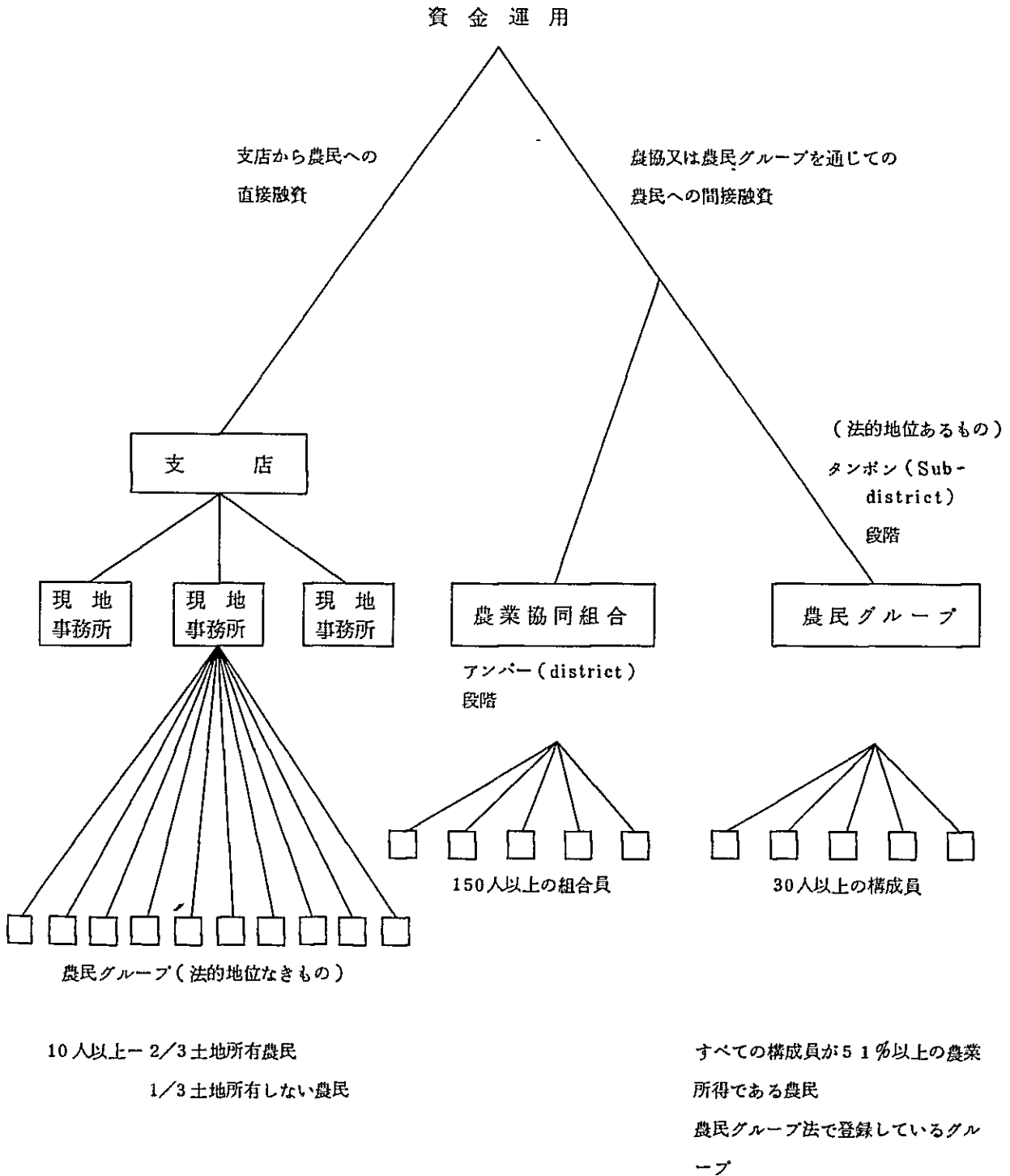
第7図 農業・農業協同組合銀行の県支店の組織



〔出所〕 海外経済協力基金調査開発部編『タイ王国農業金融事業調査報告書』



第8図 農業・農業協同組合銀行の資金の流れ



〔出所〕 海外経済協力基金調査開発部編『タイ王国農業金融事情調査報告書』

中期貸付の比率が高い。また償還率をみれば短期75.0%，中期64.5%であり，長期はまだ返済期限に達していない。この返済率は他の開発途上国と比較すればかなり高成績である。

第10表 農業・農業協同組合銀行の個人農民貸付

	短 期		中 期		長 期	
	期末残高 (百万バーツ)	償還率(%)	期末残高 (百万バーツ)	償還率(%)	期末残高 (百万バーツ)	償還率(%)
1974	597.3	77.5	560.7	61.4	—	—
1975	1,072.1	78.8	1,124.6	59.1	130	0
1976	1,434.9	78.0	1,573.6	64.3	64.5	0
1977	2,019.4	74.6	2,013.5	63.5	194.9	0
1978	2,457.8	75.0	2,480.0	64.5	554.2	0

〔出 所〕 BAAC., Annual Report,

農協に対する融資には次の4通りある。

- ① 組合員に対する再貸付。この資金は通常短期・中期の融資に用いられる。農協は自己の運転資金の1.2倍を越えない範囲で融資を受けることができる。農協の貸入金利は9%であり，組合員が負担する金利は1.2%である。
- ② 組合員に再販売する農業投入財・設備の購入のための融資。農協は自己の運転資金の6倍を越えない範囲で融資を受けることができる。償還期限1年以内，金利9%である。
- ③ 組合員が農産物を販売するための融資。農協は最大限5万バーツの融資が受けられる。償還期限1年以内，金利7%である。
- ④ 固定資産への投資に対する長期融資。倉庫，加工施設，輸送手段などへの投資に使われる。貸付限度は単位農協500万バーツ，農協連合会1,000万バーツである。償還期限15年以内，金利5～7%である。

第11表は，農協に対する貸付の概要である。1978年度における期末残高を比較すれば，組合員向再貸付91.6%，農業投入財の購買3.3%，農産物の販売0.4%，農業向長期貸付4.7%であり，農協を通じた組合員に対する再貸付が圧倒的な比率をしめている。第12表によって1978年度における農協の償還率をみれば，80%以上の償還率を示しているのは全体の21%にすぎず，50%以下の償還率を示しているのが61%にも達し，51～80%の償還率を示しているのが18%であり，農協によって償還率にかなりのばらつきがある。

第11表 農業・農業協同組合銀行の対農協貸付

(100万パーツ)

	期首残高	貸付	償還	期末残高
1974 計	7853	3887	207.4	966.6
1975 計	966.6	866.1	190.7	1,642.4
1976 計	1,642.4	814.7	284.2	2,172.9
1977 計	2,172.9	1,370.9	1,007.6	2,536.1
1978 組合員向再貸付	2,323.9	1,407.3	975.7	2,755.5
農業投入財の購買	94.8	121.6	118.2	98.1
農産物の販売	1.4	79.4	68.3	12.6
農業向長期貸付	116.0	32.9	7.0	141.9
計	2,536.1	1,641.1	1,169.1	3,008.1

〔出所〕 BAAC., Annual Report,

第12表 農業・農業協同組合銀行に対する農協の償還率(1978年)

	農協数	償還率(%)
80～	84	21
71～80	16	4
61～70	24	6
51～60	35	8
0～50	247	61
計	406	100

〔出所〕 BAAC., Annual Report

農民組織に対する融資には次の3通りある。

- ① メンバーに対する再貸付。農協とほぼ同様な要領で融資される。貸付限度は50名以上の組織に対しては100万パーツ、150名以上の組織に対しては200万パーツである。3年間事業を継続した組織は自己資本の10倍以内の貸り入れが可能である。融資条件としては10名以上のメンバーが自己の資産を担保として提供しなければならない。農民組織の貸入金利は9%であり、メンバーが負担する金利は12%である。

- ② メンバーに再販売する農業投入財・設備の購入のための融資。農民組織は自己の運転資本の4倍以内の貸り入れが可能である。償還期限1年以内、金利9%である。
- ③ 固定資産への投資のための長期融資。借入限度額は500万パーツであり、借り手は担保物件として法的に担保としうる動産・不動産を提供しなければならない。償還期限15年以内、金利5～7%である。

第13表は、農民組織に対する貸付の概要である。1978年における期末残高を比較すれば、メンバー向再貸付98.2%、農業投入財の購入1.5%、農業向長期投資0.8%であり、ほとんどがメンバー向再貸付である。

第13表 農業・農業協同組合銀行の対農民組織貸付

(100万パーツ)

	期首残高	貸付	償還	期末残高
1974 計	3.4	143.5	82	138.6
1975 計	138.6	387.8	85.2	440.9
1976 計	440.9	288.2	196.1	533.0
1977 計	533.0	294.6	306.6	521.0
1978				
メンバー向再貸付	513.6	179.0	219.4	473.2
農業投入財の購買	6.2	4.1	3.2	7.2
農業向長期投資	1.2	0.3	0.0	1.5
計	521.0	183.4	222.6	481.8

[出所] BAAC, Annual Report,

現行の農業金融制度は必ずしも円滑に機能していない。その欠陥の一つは各金融組織間の調整がうまく行なわれていないことである。たとえば、BAACは、一方では農協に対する資金供給機関としての役割をはたしているながら、他方ではグループとして個人農民（農業者会）に対して広範な直接貸付を行っており、両者の農村の末端における貸付業務は、相互に補完的であるというよりはむしろ競合的ですからある。農業部門に供給しうる資金量・人材が乏しい現状では、これらの資源をより有効に利用する必要がある。そのためには、BAACを農協に対する資金供給機関として一元化し、上述のような個人農民貸付を中心にするといったような根本的な制度的改革が必要であろう。農業・協同組合省の見解ではBAACによるこのような個人貸付は農協の発展をかえって阻んでいるとみている。さらに金利の点についてみると農協、農業者会に貸す場合より農民に直接貸付する方が金利が高くなることも問

題である。

農協は農民相互の自助組織でなければならないが、現実には組合員と非組合員の貧富の差を拡大する役割をはたす可能性がある。この弊害を農業金融の側面からみれば、資金借入の際に厳しい担保能力が要求される点にある。

農協は建て前としては農民の自発的意志にもとづいて設立された組織であり、BAACは農協を資金面から援助する機関として位置づけられるが、現実には両者ともに政府の命令によって設立された半官製機関としての性格が強い。農業金融における両者の機能は、国家資金を上から下へと一方的に供給する機関でしかなく、資金面における政府依存が信用供与能力に大きな制約となっている。つまり、農協はBAACから得た資金を農民に再貸付する業務に偏しており、農民自身が保有する遊休資金を預金として吸収し、BAACに還流させるメカニズムが存在していないため、資金の有効利用が阻まれているのである。農業金融の国家への依存状態から脱却するためには、農協が貸付業務と預金業務をともに荷いような組織になることが望ましいことであろう。然し現実に預金の大部分は貸付金の一部の積立ての形で行われているのでその業務は短期的には解決はむずかしい。したがって、現実に農協を有効に利用しうる農民は多くの土地をもつ富農に限られ、わずかの土地しかもたない零細農や小作農には実質上低利融資の道は鎖ざされ、商人・高利貸しから高利の資金を借りざるをえないのである。

農協による現行の貸付業務は担保能力に応じてなされているが、農民に対する信用は農業生産の必要性にもとづいて供与されることが望ましい。そのためには土地をもたない農民に対する組合加入制限を緩和するとともに、非組合員であっても低利融資の道が開けるような措置が必要であろう。また農業金融の原資が乏しい状況下においては、富農による借入枠に上限を設け、かれらが零細農・小作農の利益を犠牲にして低利融資をひとりじめにしないような工夫が必要であろう。

### 3. 流通のための組織

#### (1) 農民市場機構 (Marketing Organization for Farmers)

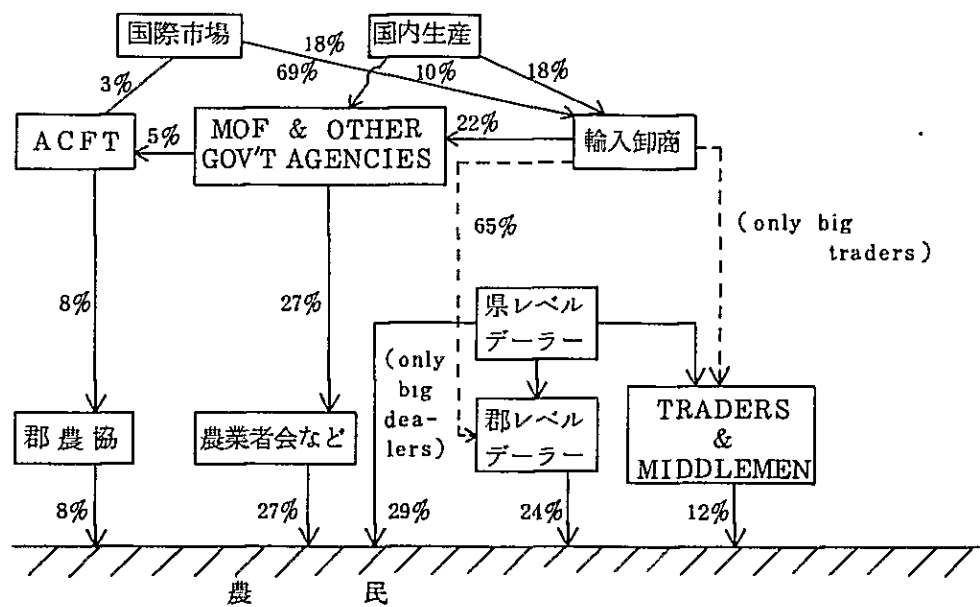
農民市場機構は中間商人の勢力を排して、農産物・農業生産資材、農家消費材の流通における農民の不利な立場を是正するための公的機関であり、1974年に設立された。この種の事業は本来農協・農民組織が担うべきものであるか、農業団体が弱体である現状から、これら農業団体の事業を補強あるいは補完する役割をはたしている。

業務は大別して2つに分けられる。第1に、特定地域における農産物買上がある。これは従来華僑商人のみによって買付けられていた地域に進出し、一定価格で買収する事業である。このようにして農産物の販路を多様化し、また標準取引価格を提示することで、農

産物の間接的価格支持をねらっている。第2に、農業・農業協同組合省が入札などで大量に取得した生産資材・生活物資を農業団体や農民に供給する事業がある。この事業は大量かつ有利に仕入れたものを、流通費・中間マージンを削減して供給することによって、その供給価格を市価より低くすることを狙っている。

第1の事業としては、1975年に30県で雨期作米買上事業、27県で乾期作米買上事業を行ない、合計24万2614トンを買収した。この他棉花2955トン、メイズ6572トンを買収した。1976年には乾期米買上、メイズ買上の2事業を実施したほか、1975年に実施した肥料費補助計画により肥料費を貸し付けた農民から一定価格で米を買収した。第2の事業としては、1975年から政府の肥料補助計画を実施した。1975年には農業・協同組合省が市場価格より30%ほど安く取得した10万トンの稲作用肥料を、農民市場機構を通じて農業団体・農民に供給した。第9図は、タイの肥料流通機構である。

第9図 タイの肥料流通機構



(注) ACFT: Agricultural Cooperative Federation of Thailand Ltd.  
 MOF: Marketing Organization for Farmers

〔出所〕 村島英治著『年次経済報告-タイ-』アジア経済研究所

## (2) 販売農業協同組合

流通のための組織としては販売農協がある。販売農協は作物（単一の或いは複数の作物、農産物）別に組織されており、米穀・メイズ・ソルガム・ココナッツ・ケナフ・棉花・大豆・緑豆・豚・家きん・卵・魚醬・食塩などの組合がある。これらの販売組合は1969年に設立されたタイ国販売購買協同組合連合会（CNPFF）を構成していたがこれはその後タイ国農業協同組合連合会（ACFT）に改組された。各種の販売組合の中では米穀を取り扱うものが中心をしめているので、以下米穀販売組合についてやや詳しく説明しておく。

タイにおける米穀取引は村レベルの地方市場、郡レベルの地域市場、全国レベルの中央市場、輸出市場で行なわれているが、米の流通は主として華僑商人が担当しており、彼らは、集荷、精米、等級づけ、貯蔵、包装、出荷、輸送、販売、輸出などあらゆる分野で支配的地位をしめている。第10図は、米の流通系統図である。

米穀販売組合は米取引で不利な立場にたたされている直接生産者である農民の利益を守るための農産物流通組織であり、その嚆矢は1938年に組織された米穀販売組合である。米穀販売組合は1974年に全国で73存在しており、組合員数は3万7,000人である。このうち7つの単位農協と6つの協同組合連合会（県単位）が精米所をもっている。第11図は、米穀販売組合の流通系統図である。

米穀販売協同組合の長所は次のような点にある。

- ① 農村段階での米価の安定に寄与する。但し、精米所・倉庫、少なくとも後者を持たなければならない。
- ② 生産財に対する融資が可能となる。この場合、普及員の生産指導を伴ったいわゆる指導金融がもとめられる。
- ③ 販売市場で農民の交渉力を強め、商業マージンを縮小する。
- ④ 経営技術の経験を得ることで、商業的企業者としての力が強まる。

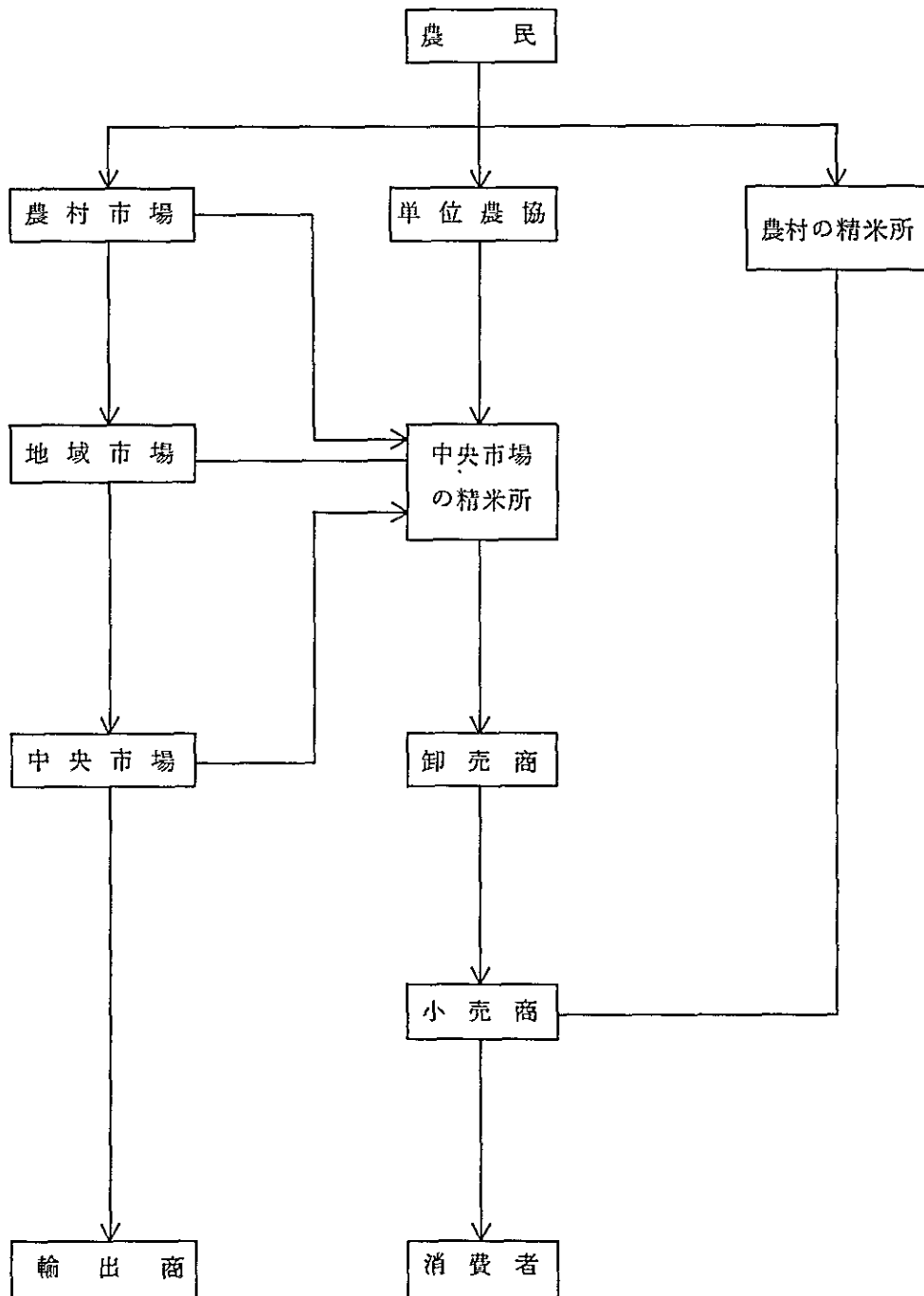
これに反して他方では次のような欠点がある。

- ① 資本と取引量が共に現在の協同組合の規模では、経営上からみて不足ないし不十分であるが、これは経営の範囲と量に関係している。
- ② 組合員間に協調性がなく、統一した行動がとりがたく、経営が誠実かつ効率的に行なわれない。

以上のような欠点から、商業資本と競争力が低く、また設備（例えば精米施設）投資が行われてもその利用率は低くなる。

米穀販売組合は理想的に運営された場合には種々な長所が発揮されるはずであるが、現実には欠陥の方が大きすぎるため、その本来の機能を十分はたしえていない。その原因は

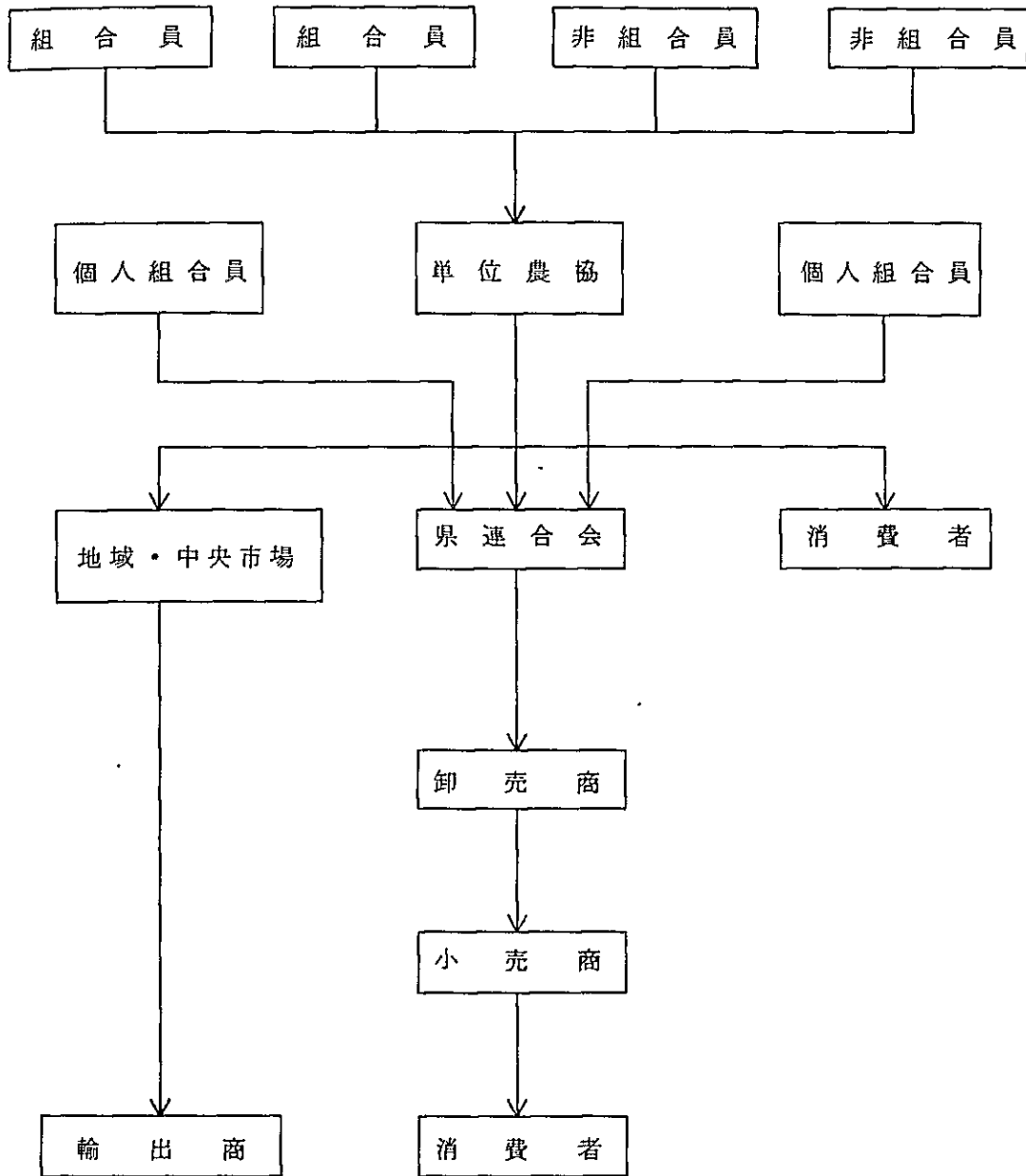
第10図 米の流通系統図



〔出所〕 Rradit Machima., Growth and Development of Agricultural Cooperatives in Thailand,



第11表 販売農業協同組合の組織図



〔出所〕 Rradit Machima., Growth and Development of Agricultural Cooperatiues in Thailand,

単に上で指摘した販売制度としての欠陥のみならず、その背後にさらに根源的な問題が潜んでいる。つまり、農民が販売組合の有利さをいかによく理解していたとしても、すでに華僑商人から生産資金・生活費を現金あるいは現物で前借りしている状況下では、収穫後ただちに米を引き渡さざるをえず、販売事業のみを独立して効率的に運営することは事実上不可能に近いのである。すなわち、販売事業は購買事業あるいは信用事業と有機的に組み合わせることなしには、現実にはその長所を發揮しえないのである。

タイの流通組織は以上のような理由からそのほとんどが華僑商人に掌握されている。とくに米・メイズなどの重要農産物に関して彼らのはたす役割が大きい。これは販売農協の発展を阻害しているが、農産物流通には華僑は長い経験を持ち、特に商品化が輸出によって早期に発展した米の主産地である中央平原では、とうてい販売農協の立ち上げできるものではない。問題は農民との間の青田売りのような非近代的な取引方法にあるので上述のような販売事業と購買事業あるいは信用事業を結び付け、さらにはそれを普及事業と結び付けた指導金融がのぞましいが、このような機能は容易にタイ人農民に定着することは多くの困難がある。このため、華僑の従来の取引方法に制約を加えるか、農民のこれに対する対抗意識を高めさせるかの何れかが流通機構改善の方向であるが、華僑の従来の経験を農協に利用することもまた、さらに現実的な方法かも知れない。現に農協の運営に華僑が参加している実例があるということも聞かれている。

第14表は、単位農協が経営する精米所の事業成績である。

第14表 農協が経営する精米所の事業成績(1976/77年)

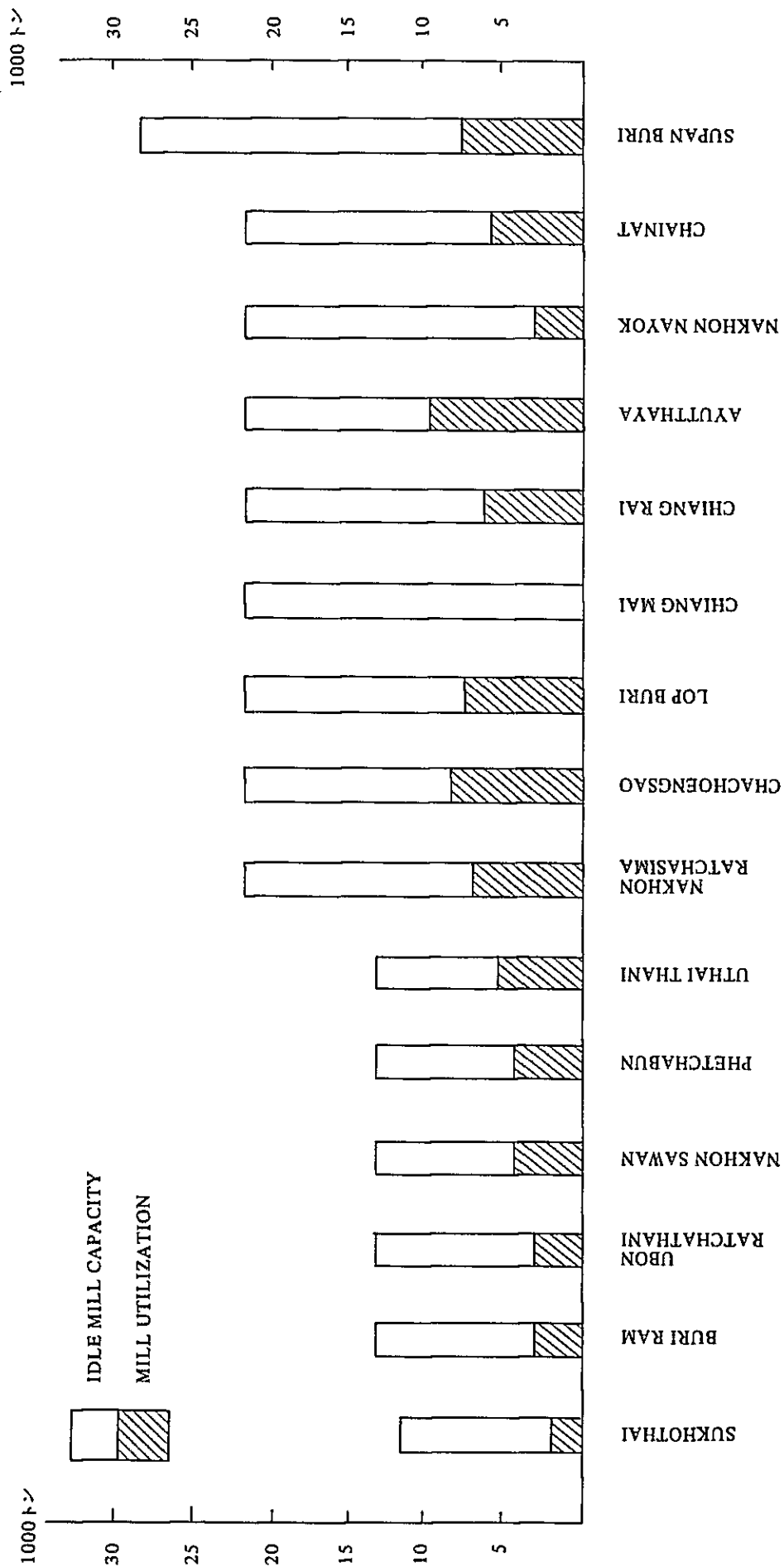
	精米量 (トン)	価格 (1,000 バーツ)	総利益 (1,000 バーツ)
Sung Noen	2,316	5,766	377
Bang Chalong	563	1,437	△88
Yang Talad	報告	なし	61
Muang Nong Han	409	385	117
Na Kae	1,252	1,195	195
San Pa Tong	538	1,908	666
Hari Puchai	230	データ入 手不能	△22
Hang Chat	1,965	2,694	57
Bang Lat	892	2,901	△78
Muang Petchaburi	463	7,190	200
Khoo Chaison Vatana	74	436	45
Phunphin	20	データ入 手不能	74
合計	8,722		1,603

(注) 農協の事業成績は各業務ごとに算出できないので、全業務の総利益を示す。

[出所] Subcommittee on Agricultural Cooperative, National Economic and Social Development Board,  
『A Five-Year Comprehensive Plan for the Development of Agricultural Cooperatives』

第12図は、農協の県連合会が経営する精米所の利用率をグラフにしたものである。

第12図 県連合会が経営する精米所の利用率（1977/78年）



〔出所〕 The Subcommittee on Agricultural Cooperatives, National Economic and Social Development Board.,  
[ A Five-Year Comprehensive Plan for the Development of Agricultural Cooperatives ]

第15表は、タイ・ライス・カンパニーの営業成績である。

第15表 タイ・ライス・カンパニーの営業成績

(1,000パーツ)

	1974	1975	1976	1977	1978
営業純利益	3,148	△629	△2,269	△1,246	70
投資収入	667	1,009	884	2,646	1,009
固定資産の売却	1,157	9,385	16,736	923	
雑損益	△1,358	△653	1,064	△1,382	△1,489
合計	3,614	9,111	16,415	940	△410

〔出所〕 Subcommittee on Agricultural Cooperatives, National Economic and Social Development Board,  
『A Five-Year Plan for the Development of Agricultural Cooperatives』

最近タイ国政府はアメリカ協同組合の種々な問題を考察して、農協開発5カ年計画を作成しその改善を勧告している。その主要点は次のようなものである。

- (1) 農業者会を農業協同組合に吸収または解散する。
- (2) BAACの融資を農協に対するものに限る、個人へのグループを通じての直接貸しをやる。
- (3) 農協のマネージャー等専任職員に大規模な訓練を行う。
- (4) 農協が自立できるまで、数年間専任職員の人件費補助を行う。

なおこのような計画の実施(訓練、専門家供与など)についての世銀、ECの援助が内定しているとのことである。

しかし、このような勧告は、かなりタイにおける強力なビュロクラシーによって抵抗があるのではないかとみられる。即ち、この5カ年計画の報告書にもみられる協同組合奨励局と農業普及局そして、BAACと協同組合奨励局の間ですら、既述のように農業者会を巡って問題となっており、それが容易に解消するとはみられない。さらに農業者会を協同組合に吸収することが、現存の合併された広域協同組合に吸収されることを意味するならば問題があるとみられる。勧告では新しい協同組合は郡単位で組織し、そのメンバーは、タンボン(村)レベルの30~50人の農民のグループであるとし、そのグループが農業普及員から技術指導を受ける単位となり、これを通じて指導金融を行うという考想となっている。即ち郡単位、即ち従来の広域の農協にタンボン単位で作った農業者会が加入することになるのである。然し従来の小単位の信用組合を主とした協同組合が取引ないし資金が少ないために郡単位で合併

されたのであるが、それは個々の農民の生産物の取引量が少ない（商品化率が低い）ため、地域のみ大きくして、コミュニケーションの悪い農村で、零細な散在して村に居住する農民（しかも弛緩した組織）をグループ化し部の協同組合と取引することが果して、取引の効率化となるであろうかどうかは疑問である。

また組合職員を数年とはいえ政府が丸がかえすることも、20年以上前協同組合省がタイ国政府に存在した時代にも行われて実績が上らなかった経験からみて成功するとはみられない。重要なことは農業の生産力の増大と商品作物の導入、商品化の促進や、交通、通信事務の改善で、協同組合（それは農業者会でもよい）は小地域で組織する方が有利である。技術進歩、生産力の増大、商品化の促進は、農民自身の協同組合を組織する意欲を高める。また農民が農協設立が政府丸がかえでなく自助努力で行う促進剤となるであろう。このためこの勧告にある普及組織を強化することは必要である。

## 5. 水管理のための組織

### (1) 王室灌漑局

水利・灌漑事業の国政レベルにおける統轄組織は、ラーマ六世治下である1914年に設立された王室灌漑局であり、同局は現在農業・協同組合省の管轄下に属し、タイ全国の水利・灌漑事業の発展と洪水の防止に責任を負っている。同局に割り合えられる予算は、1960年の2,006万ドルから1976年には1億5,942万ドルへと実に7倍に増加しており、政府がいかに水利・灌漑事業に力をいれているかがわかる。<sup>(注3)</sup>

タイにおける灌漑の維持・管理は、北部・東北部にある在地民灌漑を除いて、王室灌漑局によってほぼ一元的に統制されている。同局の機構は第13図のとおりであり、各部局はそれぞれ貯水・灌漑・排水・開拓・洪水防御・水力発電・水運などの業務を担当している。同局の活動は次の5分野に分けられる。

- ① 諸調査と長期計画。
- ② 設計準備とその費用、便宜計算。
- ③ 関連建設事業。
- ④ 既設構造物の維持、管理。
- ⑤ 既開発地域の利益の増進。

王室灌漑局のうち技術サービス・建設サービスを担当する部局は、灌漑事業の維持・管理そのものを行っており、気象河川流量等のデータの収集、そのの地方局事務所への通知と、それによる適切な流量調節を行なう。また、同局は農業普及局および農業局と農村

(注3) 国際開発センター「海外農林業開発協力国別(地域別)方針基礎調査報告書 ― タイ編 ―」

第13図 王室灌漑局の機構

補助サービス	総務課 人事課 会計課 土地取得課 衛生課 貯蔵課 輸送課 機械技術課
建設サービス	水力エネルギー課 建設課 在地民灌漑課 灌漑水路課 維持・修理課
技術サービス	調査課 技術課 企画課

〔出 所〕友杉孝「タイの灌漑農業」（福田仁志編『アジアの灌漑農業－その歴史と論理』）

の末端において、あるいは政策立案のレベルで協力しながら事業を推進している。主要な灌漑プロジェクト地域には農事試験場が設置されており、これらの地域で収集した作物ごとの水需要量、灌漑方法の改善などに関する情報を伝達普及している。近年農業局が調査・開発した水利用に関する技術は、各灌漑プロジェクト地域に滞在する訓練を受けた農業普及員によって広められている。

(2) 地域別にみた水利・灌漑の実態

タイ北部の山地に開けたチェンマイ・ランバン・プレー・ナーンの盆地は、古くから水利・灌漑事業が行なわれてきた。とくにチェンマイ盆地では、山地背後の広範な集水地域の存在とともに、この扇状地は低い技術水準の経済に対してもきわめて耕作しやすい耕作可能地を提供している。つまり、扇状地面を重力に従って流下する水をごく簡単な人工施設によって農業に利用できるからである。

北部山地から流下する諸河川が合流するチャオブラヤ川の中流部は、毎年氾濫を繰り返す地域であり、この地域は氾濫源である低地とその周辺高地からなっている。この閉塞低地の全面的利用は大変困難であり、一部地域を除いてその開発は近年のことである。周辺高地から中央の低地に向かって広大な扇状地がよく発達し、これらの扇状地面を細流が数多く流下している。この細流と扇状地端にみられる伏流水の湧水地点は稲作によく適して

第16表 大規模水利灌漑プロジェクトの概要

Name of Project	Province	Potential Irrigable Area (000 ha)	Construction Period		Actual Area Irrigated (000 ha)
			Started	Completed	
<u>Northern Region</u>					
Ping basin	Chiangmai, Lamphoon	96.0	1963	1969	96.0
Mae yom	Prae	35.8	1947	1973	35.8
Tungsarn	Pitsanulok	32.0	1950	1955	32.0
<u>Northeast Region</u>					
Nam pong	Khonkaen	48.3	1965	1977	16.8
Nam Un Dam	Sakonakorn	32.0	1967	1979	32.0
Lam pia dam	Kalasin	54.1	1963	1979	17.9
Chongkae	Nakornsawan, Singburi, Lopburi	38.1	1953	1963	38.1
Maharaj	Singburi, Chainat, Lopburi, Arngtong, Ayuthaya	67.5	1952	1964	67.5
Taluang	Ayuthaya, Saraburi	36.2	1915	1924	36.2
North rangsit	Ayuthaya, Patoomthani	72.6	1915	1924	72.6
Nakornluang	Ayuthaya	35.2	1960	1964	35.2
South rangsit	Patoomthani, Bangkok, Chacherngsao	48.0	1921	-	-
Phraong					
Chaiyanushit	Chacherngdao, Samutprakara	81.6	1921	1933	81.6
Nakornnayok	Nakornnayok, Prachinburi, Chacherngdao	91.8	1933	1954	91.8
Bangpluang	Prachinburi, Chacherngsao	52.2	1968	1976	52.2
Maeklongyai	7 provinces	419.5	1964	1981	419.5
<u>Central Region</u>					
Samshook	Supanburi, Arngtong	48.8	1935	1950	48.8
Phophraya	Supanburi	59.2	1921	1933	59.2
Boromthart	Chainat, Supan, Singburi	58.4	1952	1963	58.4
Chanasoot	Singburi, Chainat, Supan, Arngtong, Ayuthaya	76.0	1952	1963	76.0
Yang manee	Arngtong, Singburi, Ayuthaya	33.6	1952	1963	33.6
Bangyihon	Ayuthaya, Supan	65.0	1939	1950	65.0
Phrayabanlue	Nonthaburi, Ayuthaya, Supanburi, Nakornpatham, Patoomthani	70.1	1939	1950	70.1
Phrapimol	Nakornpathom, Nonthaburi	42.6	1939	1950	42.6
Pasicharcon	Bangkok, Nakornpathom, Patoomthani	32.0	1902	1907	32.0
<u>Southern Region</u>					
Pakpanang	Nakornsrithumarat	45.3	1969	1978	45.3

[出所]

Asian Productivity Organization., 『Farm Water Management for Rice Cultivation』

いる。

旧デルタ地帯と呼ばれるチャオブラヤ・デルタの北半分、すなわち、チャイナートからアユタヤにいたる地域は、北部の山間盆地あるいは閉塞低地に比較して桁違いに広大な地域である。旧デルタは低湿地および新・旧自然堤防とデルタ周辺の扇状地からなる高地からなりたっている。低湿地では自然に溜った水を利用した浮稲の栽培が行なわれており、特別な灌漑施設なしに稲作が可能である。これに反し高地においては人工灌漑施設なしには農業用水を十分に得ることは不可能であり、国家的規模の灌漑施設の建設が不可欠である。

新デルタと呼ばれるチャオブラヤ・デルタの南半分、すなわち、アユタヤより海岸にいたる広大な地域は、19世紀後半以降水路建設にともなって開発が進み、これらの水路は人々の移動、物資・生産物の輸送にも不可欠である。新デルタは開港後の巨大な米穀に対する海外需要に刺激されて開発が進み、稲作が急速に普及した。

第16表は、大規模水利・灌漑プロジェクトの概観である。タイの水利・灌漑事業は北部を除いては開発の歴史が比較的浅く、20世紀に入って以降、とりわけ第2次世界大戦以降、国家によって大規模な計画が実施されている。

1950年に世界銀行はチャオブラヤ事業の建設のために1,800万ドルの借款を与えた。取水ダムは1957年に、配水路は1964年にそれぞれ完成した。その後1958年にはブミポール・ダムが建設された。同事業の主目的は水力発電であるが、チャオブラヤ事業の灌漑用水量の調節、洪水防止などにも役立つものである。

ナン川はチャオブラヤ川のもう一つの大きな支川である。この川のパソムにはシリキント・ダムが1972年に完成している。このダムの主目的は取水であり、貯水池から放流される水はチャオブラヤ事業およびデルタ地帯の上流で利用されている。取水ダムおよび導水・配水工事をふくむ2つの主要灌漑事業は目下計画段階および最初の建設工事段階に入っている。

西側のチャオブラヤ事業から離れたところにある中央平原にはメクロン・デルタの広大な平野がある。この川の両岸は現在開墾が進んでおり、王室灌漑局は開発計画を策定し、1971年に第1期工事が完成している。中央平原の南西部においてはベチャブリ事業が行なわれており、この流域では貯水池1カ所、取水ダムおよび導水・配水組織をふくむ灌漑事業1件が完成している。

タイの各地ではこのほかにも数多くの灌漑事業および貯水池が完成しており、現在拡張工事が進んでいるものもあれば、また目下建設中のものもある。東北部では主として溜池灌漑が行なわれており、その目的は既存の作付地に補足的灌漑用水を供給したり、家庭用水を供給するためのものである。



戦後、とくに1960年代以降、政府は巨額の財政支出による積極的な農業開発政策を展開しており、その中でも水利・灌漑施設の建設は最重点項目の一つであった。こうした国家による大規模な水利・灌漑事業は、物的施設の建設という面ではかなりの進捗がみられるものの、末端の水管理組織の結成が立後れているためその維持と管理に難点があり、物的施設も有効に利用されていない。

### (3) 水管理と農民の組織化

王室灌漑局はタイの諸官庁の中ではもっとも近代的に編成されており、内務省を除いてはもっとも機能的に活動している官庁である。しかし、同局による一元的な水利・灌漑の維持・管理システムが現実には機能する場合、次のような欠陥が生じている。

- ① 維持・管理が極度に中央集権的である。バンコック所在の本部ですべてが決定され、地方は中央の指令によって行動するだけである。このため地域性が軽視されている。
- ② 地域軽視の傾向は個々の地域の実情に即したきめの細かい灌漑・排水を困難にしている。この結果事業が実施されたためにかえって収量が不安定化する例も生じている。
- ③ 末端水路の見回りを灌漑局地方事務局の職員が行なっているが、1人の職員がバイクをとばして広範囲の水路を巡回しており、関係する水田の水利状況を十分把握できない。
- ④ 国家灌漑法は行政村長・村長の灌漑施設の維持・管理に対する責任を規定しているが、この規定は有名無実である。
- ⑤ 農民不参加の維持・管理システムであるため、現在でも農民は水を単なる自然物として受け取っている。これは水利料をとっていないこととも関係している。
- ⑥ 集権的管理より下の末端水路より先はまったくの掛流しである。集約的な農業を営んでいない地域では水田の一筆一筆に連なる水路は存在しない。
- ⑦ 掛流しの水田を耕作する農民は収量を上げるための周到な水管理を行なえない。
- ⑧ 集約的な水田耕作に不可欠な農民の水管理組織が形成されない。また集約的な農業を農民が行っていないために近代的な水利施設を作っても、それに応じた組織ができないともいえる。

現在灌漑計画の重点は末端工事に移っているが、問題は末端に水管理組織が結成されていないことである。一般の灌漑においては幹線から支線用水路を建設し、部落の入口まで水を供給することは容易であるが、部落内の用水の配分は、最小用水路の建設と交換分合が進んでいないことに加えて、農民の水管理組織がないことが大きな制約になっている。王室灌漑局によれば水利組合は700ほど存在すると言われているが、十分に機能を発揮していないものが多い。

大規模灌漑は王室灌漑局が施工・管理を直接行なっているが、小規模ポンプ灌漑は在地民灌漑と称し、管理は同局が行ない、民間で施工される。溜池灌漑については、同局のは

かに土壤改良を行なっている土地開発局が、土壤改良事業の一部として小規模のものを実施している。後者の場合、建設工事が農民の協力のもとで行なわれているため、そこには何らかの形で農民の組織が作られており、それによる水管理も行なわれている。

北部に顕著にみられる伝統的な小規模灌漑では、村単位で水管理組織が形成されているが、王室灌漑局の援助によって強固な水利・灌漑施設が完成すると、在来施設と異なり共同労働による修理が不要となり、自然発生的な水管理組織が弱体化することもある。政府援助で近代化が進むと地縁的結合が弛緩するという問題である。こうした在地民灌漑方式にみられる地縁関係が弛緩しつつある現在、水利組合設立の重要性はいよいよ高まっている。これは水の便のよい中央平原と著しく異なっている点で、中央平原では前述のように地縁関係はより早くから弛緩している。

### 第3章 農民組織の実態と問題点

#### 1. 村落共同体に根ざした農民組織

東南アジアの他の国々と比較して、タイの農村の社会組織は固く結合し拡大された家族、あるいは大きな血縁単位を中心にできあがったものではない。タイの家族はゆるく組みたてられた組織であり、その内部においては各個人の行動がかなり自由である。この組織としての結合関係の緩さは大きな血縁団体においてもみられる。たとえば、親戚は田植と稲刈に互いに作業の仲間として共同するが、他の東南アジア諸国で見られるような血のつながった一族の重要性は、比較的小さな村においてすら少ない。このような傾向は商品化の進んだ中央平原で特に顕著であるが、地域差が著しいものと思われる。

タイの農民には隷従的性格は少なく、自立心がきわめて旺盛といわれる。農民の間には決定的な社会的身分制度がなく、彼らが身分に関して深刻に争うことはごくまれである。どの村にも通常地主である富裕な農民層と、適度に暮しのよい自作農と、貧乏な零細農・小作農が存在している。一般に村長は村の社会組織の頂点にある。一定の地位の地主、明白な村の指導者は村では身分の高い人々である。しかし、社会的な信望と重要性からみて村の寺院の住職は村長以上の地位にある。

村の部落には公式な隣組のような組織は存在しないが、田植・稲刈のような共同作業のための非公式な隣人の組織が存在している。これらの組織のうちあるものはよく一緒に働く村内の隣人からなる地域を基礎としている。この作業組織はまた村外の友人・親戚をふくむばあいもある。葬式、仏教寺院の維持、寺院の行事、村の学校、道路・運河の修理のばあいは、隣人の組織ではなく部落全体で行なわれる。

村落社会内部における相互扶助の慣行は、多かれ少なかれどのような社会においても認められるが、タイの農村においては次のようなきわだった特徴がある。

- ① 不定性。今年手間の貸し借りをしたからといって、来年も同じ人々とするとはかぎらない。来年は来年で別な人と手間の貸し借りをしてもまったくさしつかえない。もっぱら当人の便宜しだいである。
- ② 一時性。固定した、あるいは恒常的な手間の貸し借りグループはまったく存在しない。便宜に従ってその度ごとに相互扶助の相手が変わる。不定性を時間的にみれば一時性になるのである。
- ③ 非厳格性。都合しだいで誰とでも助けあうこととあいまって、相互扶助組織の内部では気分による結びつきという性格が強い。
- ④ 相互性。人々の助けあいにおいては相手からも助力されるという期待がある。
- ⑤ 血縁性。相互扶助はごく近い親戚間で行なわれることが多い。血縁の範囲は本人を中心

にして3世代ぐらいいわたる。血縁にもとづく相互扶助を母胎にして地縁的な相互扶助が加わる。

⑥ 非貨幣性。相互扶助は労働力や物に関して行なわれ、金銭の授受を伴わない場合が多い。親子を別にすれば、兄弟の間柄であっても無利子の金銭貸借は少ない。

タイにおける農村の自然環境は、豊富な未開墾地の存在に示されるように、長い間きわめて恵まれた状態にあったため、強固な地縁共同体を形成することなくして人々は容易に生活が可能であった。そのため村落共同体に根ざした農民の組織はきわめてルーズであるものが多く特に水田を主体とするため水の便のよい処ほどそれが弱い。

一般に農民の組織化は、伝統的な村落共同体に根ざした組織を基礎にした場合、社会的摩擦がもっとも少なく、またそのために必要な行政経費も最小で済む。ところがタイの農村にはこうした自然発生的な組織が弱いため、農民の組織化は特に経済的な問題と関連した場合いきおい上からの行政命令によって強制的に行なわれるため、農民の自発性が損われてしまうのである。

## 2. 農民グループ

農業普及局は宮農の自力更生と相互扶助を目的として、協同組合を組織するまでに至らない農民の組織化を奨励している。農民組織は1972年の協同組合法の改正（革命団布告第140号）によって、30人以上の農民が参加すれば法人格が与えられることになった。この法人格獲得によって民営・公営金融機関から資金調達の道が開かれた。ただし、10～30人の農民が組織しているのは非公式の農民のグループであり、法人格をもっていない。この時同時に布告された革命団布告第141号は次のように述べている。

「農業者会は米作、畑作、果樹、養畜、漁業など主目或いは業種ごとに、一つの村（タンボン）ごとに一会の設立を許可される。農業者会の設立には7人の発起人と30人以上のメンバーが必要であり、定款を定め、登記所に申請して登記されねばならない。メンバーは、一家族一人、出資金は一口50バーツ、有限責任である。この会の事業は信用、購買、販売、農業指導、その他におよぶ。農民組織は農協に移行することができる」。

農業者会は行政村を地域とし、農協は郡を地域とし、また農協には連合会があることなど、両者には規模の相違がみられる。しかし、農民にとっては両者のもたらす利益には大差がない。農業者会には連合会がないが、農民市場機構が連合会としての役割を果たしている。タイのほとんどすべての郡で農協と農業者会が併存しており、農村の末端では協同組合奨励局の

（注4） これは英語でFarmers' association 或いは farmers' group となっているかここでは農業者会としてある。

農協と農業普及局下の農業者会が共存している。(注5)

1977年末現在農業者会は3,454が登録されており、参加農民数32万2,744人—組織あたりメンバーは93.4人である。同年会計監査を受けた農業者会は3,234あり、その残りは帳簿の不備あるいは解散状態のため会計監査を受けていない。会計監査を受けた農民組織の中で実際に活動をしているのは2,204にすぎず、残余の1,030の農業者会のうち198は以前には活動していたが、1977年には活動を中止しており、832は登録されてから同年にいたるまでまったく活動を開始していない。第17表は、規模別にみた農業者会数である。

第17表 規模別にみた農民組織数(1977年)

メンバー数	組員数
10—50	152
51—100	878
101—150	526
151—200	261
201—300	239
301—400	116
401—500	48
510—	35

〔出所〕 Subcommittee on Agricultural Cooperatives, National Economic and Social Development Board .  
『A Five -Year Comprehensive Plan for the Development of Agricultural Cooperatives 』

法人格をもつ農業者会はBAACから資金を調達することができる。1978年3月現在同行から融資を受けている農業者会数1,550、メンバー数29万7,000人である。—農業者会の平均借入額33万6,129バーツ、—メンバーの平均借入額1,754バーツであり、同行に対する償還率は全体で35.8%である。同期における個人農民貸付の償還率が短期資金74.6%、中期資金63.5%であるのと比較すれば、農業者会の償還率がいかに低いかがわかる。このことは、同会から資金を借りたメンバーの元利返済能力の低さ、すなわち、そ

(注5) この2種類の組織はいずれも30人以上のメンバーと法人格を持ち、合体していることが多いため、区分が困難である。

の事業体としての経営基盤の弱さを物語っている。

BAAC は、農業者会による償還率があまりにも低いため、1977年度には2億9,464万パーセント供与した貸付を、1978年度には1億8,337万パーセントへと実に30.5%もの削減を行なった。この間個人農民貸付2.5%、農協向貸付35.9%増加しているのと比較して、同行の農業者会に対する融資政策は一段と厳しいものがある。

農民のグループには、農業普及局（BAAC）が指導する農業者会のほかには、王室灌漑局が育成している水利組合がある。これらの組織はその大半が政府の指導によって設立されたものであり、農民の自発的意志はあまり反映されていない。これらの組織に参加している農民は、官吏に対する畏怖の念から、あるいは政府による金銭的・物質的恩恵をあてにしてメンバーになったものがほとんどであり、相互扶助の念が欠落している。つまり、このままでは将来の発展が望みえないのが現状である。

### 3. 農業協同組合

#### (1) 協同組合の種類

1973年に農業・農業協同組合省は仏暦2511年協同組合法にもとづいて大臣命令を發布し、登記が認められる協同組合として6種類を定めた。すなわち、①農業協同組合、②漁業協同組合、③入植協同組合、④消費者協同組合、⑤用役協同組合、⑥貯蓄信用協同組合がそれである。以上の協同組合のうち農業と直接関係があるのは、農業協同組合、漁業協同組合および入植協同組合である。その他の組合も間接的には農業と関係がないわけではないが、その目的は直接農業にはない。

第18表が示すように、1978年における協同組合総数1,309のうち農業協同組合は724ともっとも数が多い。農協は既述のように合併が行なわれているので組合数はへっているが、組合員数は逆にふえている。

第18表 種類別にみた協同組合数

	1973			1978		
	組合数	組合員数	1組合当たり 組合員数	組合数	組合員数	1組合当たり 組合員数
農業協同組合	760	241,329	318	724	616,186	851
漁業協同組合	3	816	272	8	1,456	182
入植協同組合	250	10,300	41	59	38,421	651
消費者協同組合	91	133,365	1,466	161	272,481	1,692
用益協同組合	14	7,789	556	110	29,055	264
貯蓄信用協同組合	139	236,888	1,704	297	419,391	1,698
合計	1,257	730,487	581	1,309	1,376,990	1,052
農民組織 (Farmers Association or Farmer's Group)	4,195	205,448	49	3,549	346,774	98

〔出所〕 国際開発センター『海外農林業開発協力国別（地域別）方針基礎調査報告書—タイ編—』

## (2) 農業協同組合

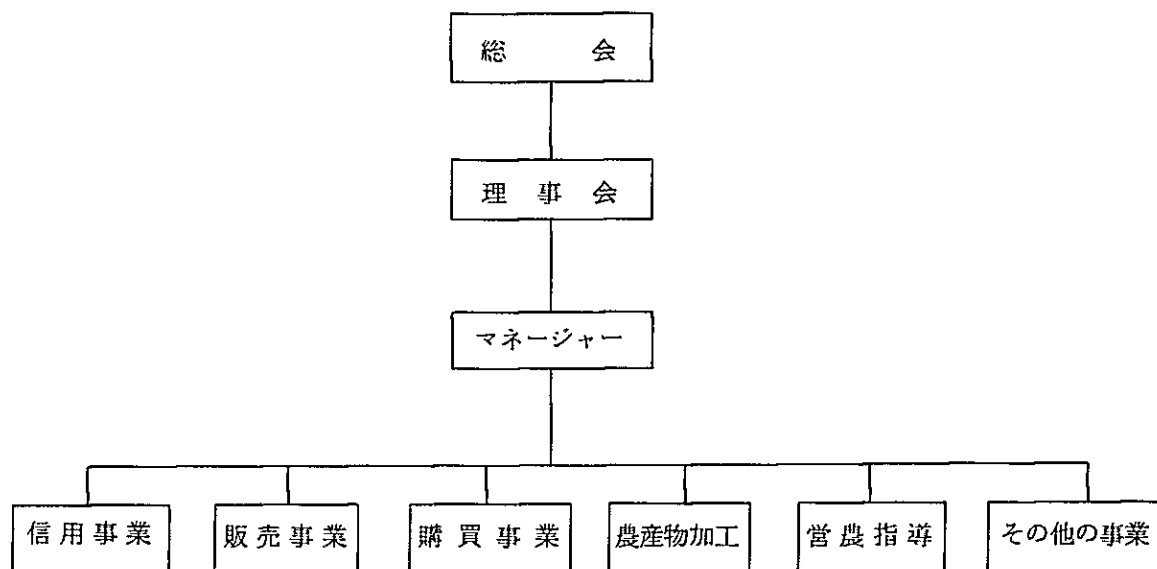
農業協同組合の前身は農業信用組合である。信用組合の発展は停滞し、負債農家の救済にも、農業生産の拡大にもあまり寄与していないため、1958年に新しいタイプの協同組合を設立する方針が決まった。1959年にまず試験的にメイズの主産地であるバクチョンで最初の農協が設立され、その翌年チャチュンサオにも別の農協ができた。これらの組合の成績が良好であったため、これ以後各地で設立され、1965年には組合数10、組合員数3,401になった。そこで旧来の信用組合を根本的に改める方針が決定し、1968年以降信用協同組合の合併が開始され、農協に改組されていった。

農協が掲げる組織原理は次のとおりである。

- ① 責任形態は有限責任であり、組合員は融資額に比例して株式を取得する。現在ほとんどの農協は貸付額の5%を株式として組合員に保有させている。
- ② 農協は組合員数・営業地域ともに規模が大きくなっている。これはより多くの業務をこなす、さらにみずからの事務所と有給の事務員を維持するためである。営業地域は郡全体をカバーしており、各村落に40人前後の組合員からなる非公式のグループを設け、農協と組合員の意志疎通をはかる。
- ③ 主要な業務は生産信用の供与であり、短期資金（農家経営の季節的需要に応じる）と中期資金（土地改良、旧債借り換え、その他資本的性格をもつ資金需要に応じる）を融通する。さらに組合員は農家が必要とする資材の共同購入および農産物の共同販売を行なうことが奨励される。若干の農協ではトラクターや噴霧器などの農業機械を保有している。さらに地域的な資金需要に応じる方法として、預金業務がとくに奨励されている。
- ④ 信用業務を監督するため農業・協同組合省は官吏を派遣し、組合員の融資申請を認めるにあたって個別農家の営農計画に助言を与えたり、改善された農業技術を指導したりする。これらのことは協同組合奨励局と農業普及局の両方の官吏が行なっている。貸し付けられた資金が融資目的にそっているかを調べるために、少なくとも2回監査が実施される。非公式グループ会議を随時開き、組合員を教育する。
- ⑤ 貸付手続きは時間を短縮し、資金回収の安全性に対する要求を緩和し、できるだけ簡略化するを旨とする。農協は十分な資金を保有し、組合員の資金需要にただちに応ずる。農協は総会を構成するすべての組合員からなっている。総会は理事会を選出し、理事会は組合の意志決定ならびにマネージャーの選出・指名に責任がある。マネージャーは理事会の助言と監督を受けながら全業務を遂行している。農協の機構は第14図の通りである。

1972年における平均的な運転資金の構成を示せば、①株式16.5%、②準備金37.9%、③借入金39.0%、④預金2.2%、⑤その他4.4%である。農協の設立目的は、信用・販売・購買・農産物加工・営農指導・その他広範な事業を営むことにあるが、現実には

第14図 農業協同組合の機構



〔出所〕 Pradit Machima, Growth and Development of Agricultural Cooperatives  
in Thailand,

信用事業のみが進展をみているにすぎない。1972年における農協の利益金の源泉をみれば、利子収入が94.7%に達しており、その他事業収入をすべて合計しても5.3%にすぎない。

第19表は、全国における農協の事業成績の集計値である。同表によれば、1968年から1976年にかけて、運転資金は2.6億バーツから28.6億バーツへ、自己資金は1.9億バーツから6.8億バーツへ、農業・農業協同組合銀行と協同組合奨励局からの借入金は0.7億バーツから4.9億バーツへと増加しており、事業量の増加を物語っている。

1976年における主要業務の事業量の内訳をみれば、信用事業67.2%、購買事業11.4%、販売事業19.4%であり、信用事業の比重が圧倒的に高い。同年の利益金は5,464万バーツであり、運転資金にしめる比率1.9%、自己資金にしめる比率8.0%である。

次に、第20表から農協の損益をみてみよう。1977年の農協数587のうち利益を計上しているもの454(77.3%)、損失を計上しているもの95(16.2%)、まだ営業していないもの35(6.0%)である。損失を計上している農協数は1973年から1977年にかけて増加傾向にある。農協のBAACに対する償還率をみると、1975・



第19表 農業協同組合の事業成績

(100万パーツ)

	農協数	組合員数	運転資金	(注1) 自己資本	(注2) 流動資金	事業量			収入	支出	純損益
						貸付	購買	販売			
1968	10,099	256,886	548.49	19193	70.41	399.98	0.05	15932	6362	2864	1319
1969	8,464	226,338	616.78	20925	18650	469.82	0.57	13584	6767	3277	1529
1970	1,910	226,526	684.55	25455	28845	521.84	4.05	14268	7325	3301	2012
1971	963	306,978	827.82	30247	31604	628.87	12.28	13502	6825	3233	1825
1972	747	299,305	1,062.33	38177	376.96	805.58	63.41	15019	15563	12420	2816
1973	768	337,863	1,048.87	39611	35751	801.81	27.25	11279	16092	12290	3929
1974	621	331,962	1,351.47	50698	44671	954.54	83.53	23882	35169	29088	6226
1975	575	363,115	1,801.05	69151	45053	1,092.66	168.16	18105	24442	20252	5183
1976	588	465,502	2,863.12	684.99	49005	1,480.28	294.24	42723	85922	74368	5464

(注1) 払入資本金, 準備金, 未処分利益, 積立金などをふくむ

(注2) 農業・農業協同組合銀行および協同組合奨励局によって貸しつけられた資金

[出所] Subcommittee on Agricultural Cooperatives, National Economic and Social Development Board., 『Five - Year Comprehensive Plan for the Development of Agricultural Cooperatives』

第20表 農業協同組合の損益

	農協数	未営業農協数	利益を計上した農協数	総利潤 (千パーツ)	損失を計上した農協数	総損失 (千パーツ)	経過利子残高 (千パーツ)
1973	395	-	383	28,354	12	183	-
1974	460	-	451	44,371	9	108	42,008
1975	544	4	482	40,866	58	13,544	67,330
1976	537	17	445	52,634	75	6,977	102,757
1977	587	35	454	68,012	95	16,117	168,084

[出所] Subcommittee on Agricultural Cooperatives, National Economic and Social Development Board., 『Five - Year Comprehensive Plan for the Development of Agricultural Cooperatives』

76・77年の3年間に48.2%, 40.1%, 36.6%と年々低下しており, 資金の固定化傾向が著しい。したがって, 農協は同行に矛盾をしわよせしながら利益を計上しているものと思われる。

農協は現在次のような内部的問題を抱えている。

- ① 農業生産に融資する資金が不足している。
- ② 農協の組合員に教育が欠けている。
- ③ 経営管理の技術が不十分である。
- ④ 農協職員の報酬が低い。
- ⑤ 組合員の生産が小規模であり、生産性も低い。
- ⑥ 組合員の間には協同組合の原則および生産の技術的知識が不足している。
- ⑦ 農事普及と訓練計画が不適切であり、とりわけ信用行政と営農計画においてそうである。
- ⑧ 農協に対する研究とその長期的な発展計画が存在しない。
- ⑨ 関係諸機関との協力が十分なされていない。

農協の組織率は今日のところきわめて低い。現存する農協の大半は官製組織に近く、自発的な農民組織としての性格が乏しい。協同組合の理念はタイの多くの農民にとってはまったくの外来思想であり、特に中央平原のようなルーズな村落社会には受け入れられがたいものである。村落社会の組織としてみた農協は、それが経営上成功している場合にも深刻な併害を生みだしている。つまり、農協が応々みられるように、上層農家のためにのみ利用される場合には、その成功は組合員間の貧富の差を拡大することもあるし、また組合員と非組合員との格差を拡大することもある。農協を貧困をなくすための農民組織であるとみなすならば、現実には逆の方向に機能しているのではないかという見解もある。

### (3) 販売農業協同組合

販売農協については流通のための組織の項ですでに論じたので、ここでは省略する。

### (4) 土地改良協同組合

土地改良組合は灌漑および自然の水資源を利用する農民を組織化し、農場段階の小規模灌漑施設を開発し、農業生産を増大させ、水の損失を最小にし、水資源の適切な利用法を普及するために設けられたものである。土地改良組合は組合員に対する金融と農業資材の供給を行ない、また政府の職員が農産物の販売に対する指導と助言を与えている。

近年政府は数多くの灌漑用ダムや貯水池を建設したが、それらは主として中央平原と東北部にある。土地改良組合はこれらの地域に最小用水路を建設し、農民の圃場に水を供給することを当初の目的としていた。組合は末端の用水路・堤防および水路の維持に責任を負っている。また可能な地域では多額の資金を必要としない簡易灌漑事業として河川の自然流水の利用をはかっている。またこのような組合ができれば、地域の農民は組合から種

な便益を入手し、逆に農民は、ダム・取水堰の建設維持および水管理の労働力を提供したり、灌漑のための揚水ポンプ資金を支払ったりすることになる。

水の供給には限度があるため、水利用には制限が必要である。組合は組合員の水利用の正確な期間をあらかじめ告示し、厳格な配水計画を作製し、各農家へ給水する時期を管理しなければならない。これら水に関する規定の監督は通常水管理委員会の委員あるいは委員会で委任した検査員によって行なわれる。

以上は末端における水管理機関である水利組合と協同組合を結びつけたものであるが、これは理想像にすぎず、現実には伝統的な小規模灌漑池、あるいは溜池を中心とした灌漑地のほかにはこのような組織はほとんど存在せず、とくに一区画ごとの水管理は従来の水利組合においてすらほとんどみられない。

#### (5) 入植協同組合

入植協同組合には入植協同組合と土地借入 — 購入・小作協同組合がある。いずれも農地改革と関係をもって設置された。入植協同組合を設立するためには、そこに居住する人、あるいはその地域に関する以下の詳細な項目の資料が必要である。すなわち、その地域の戸数、人口、人口／土地比率、居住者の性格、行動、教育、風土病、衛生状況などに関する資料である。さらに職業、所得、市況、その他特色ある事項も調査される。次に土地利用計画、すなわち、医療施設、電力会社、水層、池沼、市場、倉庫、学校、道路などの生活に必要な環境をふくむ計画がたてられる。

協同組合の入植計画において、組合員は次の4つの方法の中から選択する。

- ① 組合員に割りあてる前に政府が計画的に開墾し、組合員は入植権が与えられて後開墾費を政府に支払う。
- ② 農民が入植してから計画当局から貸与されたトラクターでみずから開墾する場合もある。
- ③ 農民がトラクターを使わず家族員或いは雇用労働者を用い開墾する。
- ④ 組合員が家族労働を使ってみずから開墾する。

政府は入植計画の実施に際して協同組合奨励局を通じて当初必要な若干の施設を提供しなければならない。すなわち、公共施設の設置（飲料水、診療所、小学校、道路建設、若干の土地開墾）、組合員への資金の供給即ちこれには開発費、投入財費（機具、種子、家畜購入費）と入植後1年間の生活費などをふくんでいる。このタイプの土地協同組合の主な目的は、組合の規則に従う組合員に対して土地所有権を与えることにある。この組合は農業生産・製塩・養魚の3種類の入植計画をもつものがある。

もう1つの入植組合は土地借入 — 購入・小作協同組合である。中央平原を中心として小作農が増加しているが、小作条件はその増加率ほどには安定化していない。森林資源の保全のためにある保安林に不法侵入者があるので、政府は入手した土地、公有地、不法占拠された森林にこの組合を設けた。土地は分割されて組合員に割りあてられた。組合員は

割りあてられた土地の代金を15カ年賦で返済することになっている。この制度によって土地を購入することができない農民は、土地小作協同組合を組織して土地利用の便が得られる。政府は土地を組合に貸与するが、その土地はこの協同組合を通じて組合員に再貸与される。小作権は保証されており、小作料は低廉である。

#### (6) 漁業協同組合

漁業協同組合は淡水魚もしくは海水魚を捕獲する漁民によって組織される。現在政府は漁業が可能な沿岸地域、近隣地域に組織を広げようとしている。漁業協同組合は小漁民の生産性の向上やより高い報酬の提供など総合的な目的で組織されている。

その事業は次のとおりである。

- ① 燃料・氷・その他漁業施設と消費物資を供給する。
- ② 養魚については海に通じる現存の水路を改善し、新水路を掘削する。
- ③ 金融・貯蓄・その他銀行業務を行なう。
- ④ 製塩・塩乾魚・かんづめ・魚醬・えびペーストなど水産物加工工場を設置する。
- ⑤ 冷蔵施設を設置する。
- ⑥ 鮮魚・水産加工品を公開競売によって販売し、主要な中心消費地への流通経路を創出して販路を拡大する。

#### 4. 総合農業協同組合

現在の農協は村単位の小規模な信用組合が合併してできたものであり、生産信用組合としての性格が強い。農村における華僑商人の役割は、農家が必要とする生産資材、生活用品の掛売りを基礎として、収獲物担保の前貸金融支配を行なう点にあり、単に農民に低利資金を供与するのみでは華僑商人の機能をすべて代替することはできない。総合農協はこれら中間商人の機能を全面的に代替する多目的の協同組合である。

協同組合奨励局の方針は、各郡に単一の農協を設立することにあるが、1974年以降さらにこうして設立された農協を、信用・販売・購買・利用などの事業を兼営する総合農協の育成を奨励している。

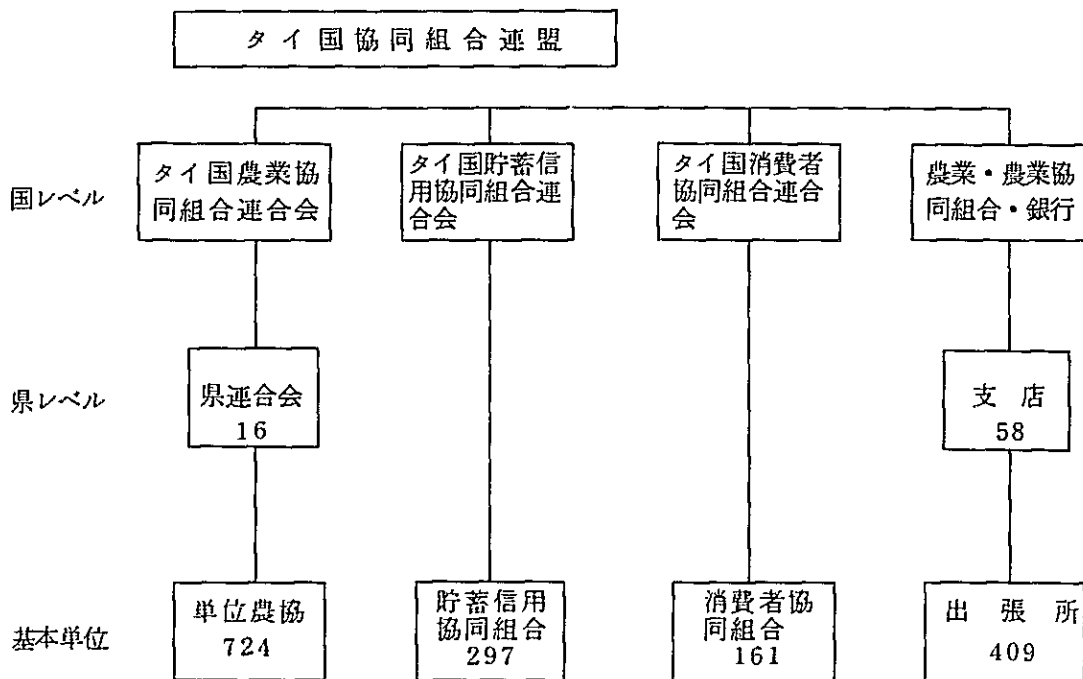
現在、総合農協はいくつかあるが、その中で特に効率の上っているのは、台湾の指導によってできたサバヤ郡の組合がある。この組合はチャオブラヤ灌漑計画と結びつけて組織されたものである。しかし、中国との国交回復に伴い台湾の技術協力が打ち切られたため、その後の進展はあまりないようである。

#### 5. 協同組合連合組織

タイの協同組合連合組織の頂点にはタイ国協同組合連盟が存在しており、その傘下にタイ

国農業協同組合連合会、タイ国貯蓄信用協同組合連合会、タイ国消費者協同組合連合会など  
 国レベルの連合組織を統轄している。第15図は、協同組合連合組織の概観である。

第15図 タイの協同組合連合会組織(1978年)



〔出所〕 Pradit Machima, Growth and Development of Agricultural Cooperatives in Thailand,

連盟は1968年の協同組合法にもとづいて登記された半官半民の組織で傘下協同組合の利益代表機関である。その活動の具体的内容は、協同組合運動の意義と役割を普及する指導者を教育・養成し、協同組合運動に関係する計画・政策・法律などの立案について政府に適切な助言を与え、さらに国内外における協同組合に関する会議に参加することなどである。

農業協同組合の国レベルの連合組織はタイ国協同組合連合会である。同連合会は1952年に設立されたタイ国卸売協会が1969年にタイ国販売購買協同組合に名称を変更したものを前身とし、1976年に農協関係部門が分離して組織された。下部機構としては県レベルの連合会と郡レベルの単位農協をもっている。主要な業務としては、販売事業、購買事業および輸出入をふくむ販売の信用供与などがある。

県段階の連合会は1978年3月現在26が登記されており、その内訳は信用協同組合県連合会3、精米・販売事業を営む県連合会8、休止状態にある県連合会8である。登記済の

単位農協664のうち303が県連合会に加入しており、361は未加入である。一県連合会あたり平均加入単位農協数は11.7である。県連合会が経営している精米所の1976年における平均設備稼働率は、わずかに14.2%にすぎない。

第21表は、県連合会の事業損益である。同表によれば、信用事業を営む県連合会に比べて販売事業を営む県連合会の不成績は歴然としている。1976年から1978年にいたる3年間に、前者は後者よりも良好な事業成績を示している。後者は1976・77年の2年間に全体として欠損が生じており、1978年にかろうじてプラスに転じているが、その内訳をみれば、15の県連合会のうち8つまでが営業損益に赤字が生じている。したがって、県連合会の販売事業はけっして順調であるとはいえない。

第21表 農業協同組合県連合会の事業損益（パーツ）

登記済の県連合会	総 収 入		営業損益		非営業損益	
	1976年	1977年	1978年	1978年	1978年	1978年
信用事業						
Surin	-0-	(5,257)	(58,118)	20,148		
Uttaradit	234,332	259,640	206,170	58,249		
Chiang Mai	364,100	658,208	535,909	200,206		
計	598,432	917,848	683,961	278,603		
販売事業						
Sakon Nakhon	-0-	-0-	11,697	6,073		
Ubon Ratchathani	-0-	(358,371)	(123,992)	8,971		
Buri Ram	-0-	98,767	(558,218)	391,873		
Nakhon Ratchasima	247,978	(992,055)	334,416	-0-		
Phetchabun	(268,920)	(523,128)	296,282	-0-		
Nakhon Sawan	-0-	13,301	(220,220)	48,427		
Uthai Thani	-0-	-0-	(357,375)	182,195		
Lop Buri	(596,644)	456,517	180,576	633,301		
Sukhothai	-0-	-0-	(224,525)	13,590		
Chiang Rai	79,275	(30,577)	259,296	186,655		
Chai Nat	(60,069)	181,779	(116,052)	367,731		
Nakhon Nayok	-0-	(347,528)	576,685	20,410		
Suphan Buri	(111,015)	(327,036)	730,001	34,507		
Ayutthaya	49,188	5,877	(464,359)	64,590		
Chachoengsao	(299,808)	136,289	(66,514)	35,772		
計	(960,015)	(1,697,919)	257,698	1,994,395		

休止中の県連合会  
 Maha Sarakham, Khon Kaen, Saraburi, Kamphaeng Phet-Tak, Kamphaeng Phet, Sing Buri,  
 Ang Thong and Ratchburi.

〔出 所〕  
 Subcommittee on Agricultural Cooperatives, National Economic and Social Development Board.,  
 『A Five-Year Comprehensive Plan for the Development of Agricultural Cooperatives』





## 1. タイ国農民組織の諸問題

タイ国の農業開発計画全体がそうであるように、農民の組織化についても、各省、各庁でそれぞれの行政上の分担に応じて種々な農民組織が作られており、その各々に横の連絡のないことが問題である。特に地域に各省庁の連絡を密にする為に地域農業センターが作られているが、実質的には殆んど作用していない。中央には農業開発計画の調整機構があり、そこで定められた方針が地方に流されるが、末端にまでそれが及んでいない。また地方によって、農業条件のみならず、社会的、経済的条件が異なっているにも拘らず、地域農業センター自体が、そのような異なった諸条件に基づいて計画を調整或いは変更するという機能も果していない。

タイ国の村落構造は弛緩した組織といわれているが、それは交通や水の便のよい中央平原が主体で、北部、東北部では、特に水の利用を中心とした強力な組織が現在でも存在している処もある。しかし前期のように地理的条件のよい処は、早くから輸出用として米が商品化しており、村落構造は弛緩しており、農民の組織化は他の地域と比して著しく困難である。しかしこの様な地域でも近代的な技術が導入され、農民の共同した努力がなされなければその成果が得られないという認識ができれば、その為の組織ができる可能性は大きい。

タイ国は水田農業が主体であるため、農民の組織は水との関係が深い。このため水が不足して、農民が共同して溜池を建設した場合にはそこにこの溜池の建設、保持、修理のために自ら組織ができる。しかし他方で、近代的な灌漑施設が建設されたような場合、幹線の建設は王室灌漑局が行ない、末端は地方に任せている様な場合には、かえってその末端での農民の水利組織はできにくい。それは第2次水路、最小用水路を農民の負担で行なわねばならないという問題だけでなく、その流域の農民の技術水準が、1筆毎に水路を作り、水の配分をきめなければならないというような集約的な農業技術とはなっていないという問題もある。それを一律に末端水路の建設、土地の交換分合、農業の多角化という目的を果たすため、その末端に水利組合、総合農業協同組合まで設立しようという計画を立てることは無理というものであろう。そしてタイではこの様な目標が農民組織に立てられているのである。必要なことは技術水準の向上である。

タイでは現在の農業開発計画に2つの柱が目標として立てられており、上述の例にみられる末端の水利施設の整備と農民の組織化がそれである。農民の組織化は協同組合の設立を促し、それを総合協同組合化して、農民への融資による近代的投入財の供給、農産物の共同加工、共同販売を行なわせ、さらに投入財の効率的利用のための技術指導を行なうことである。

タイにおいては既に協同組合の歴史は長い。しかし古い時代から商業活動を行う華僑の存在が、特に販売事業の面でこれを阻んでいる。また大部分の華僑は精米所を経営し、集荷人を持ち、生活資金をも貸付ける金融業も兼ねている場合も多い。そして金融を行う場合金利は頗る高い。特に米の商品化の進んだ中央平原ではこのような商人によって流通、金融機関は殆んど握られている。そして人口の増大に伴う土地所有の細分化、生産・消費両面における現金化が進み、従来多くは自作地で占められていた水田は小作地化が進むという状況になっている。そして前述のような伝統的な農民組織の弱いこの地域では、協同組合を組織することに困難があり、或いは存在してもまた弱体である。

他方中央平原以外の地域、特に北部地方は前述のように溜池を中心としたような水利組織は存在するが、協同組合の組織はここでも弱体である。ここでは農民の農産物の商品化率が低いのに拘らず、そこに国の方針で取扱量を増大して協同組合を強化するという政策がとられ、この為協同組合は地域のみ広くなり、コミュニケーションが弱体であることも相まって、効率がかえって悪くなっているのである。しかし華僑の存在は必ずしもマイナスな面だけではない。華僑の存在、そして彼らの企業家としての能力が、タイの米、メイズ、カッサバ、ケナフなどの輸出作物に海外需要の増大に対応して増産をもたらしたといえよう。問題は農民との取引条件の問題で、個々の農民が彼らと対抗した場合交渉力が弱いという点である。即ち農民の交渉力を強め、華僑の企業者的能力を利用することができれば一つの改善方策となるとみられる。このため協同組合が逆に華僑の能力を利用することも考えられ、一部にはその様な例もみられるといわれている。

## 2. 農民の組織化と日本の技術協力

農民の組織化の問題は既に述べたように、最も困難な問題で、農業協同組合、農業グループを含めその組織率はまだ低い。その中で漸次浸透しつつあるのは金融に関するものであるが、販売面での組織化は最も遅れている。日本のメイズ計画のように農業普及サービス網を通ずる投入材の供給とメイズの販売を結び付け、技術普及と販売農協の組織化を行うプロジェクトは今後も継続するとともに他の作物にもその範囲を拡大すべきであろう。食糧増産援助による基金もまた農産物販売と結び付け協同組合の育成に用いる方法があり、これも積極的に試みられるべきである。すなわち、金融を協同組合で行い、それで投入材を農民が購入し、普及サービスによってこれを有効に利用し、農産物を協同組合を経て販売することに農民が魅力を感じるような方法がとられることが有効である。また BAAC が日本の海外経済協力基金から得た長期資金もこの点で有効に用いる方法があると考えられる。ただし、プロジェクトベースでの長期資金の貸付は、単位農業協同組合自体に計画能力がないこと、個人では大農がほとんどを借りるといっておそれがあり、その対象に注意が払われるべ

きである。またこの計画はプロジェクトを見出すためとその実施面における指導のため技術協力を伴って行うことが特に必要である。

次に水管理組織の育成であるが、これは下からの盛り上がりなしには極めて困難である。灌漑施設が近代化しても、これが末端の組織を強化するどころか、かえって弱体化させることがあるという例については前述したとおりである。特に技術的には末端施設を整備することが急務であるが、そこに水管理の組織を発生させるにはチャイナート県で台湾が指導したプロジェクトや日本の協力によるチャウピア川・メクロンパイロットプロジェクト（タイ灌漑農業開発計画）のように、水利組合の育成を農業協同組合や農業普及と結び付け、農民の技術水準を高めるような総合的な計画が推進されるべきである。技術の進展は農民の組織化と深い関係をもつ、新しい技術の発展は新しい農民の組織のニーズを生じる。このため技術協力と新しい技術の定着化は農民組織化にとって重要な課題である。技術の定着化には指導者の協力者の問題解決と相手国政府の中央・地方を結んだ試験研究機関の拡充と連繋、そしてそれと農業普及員の養成による増員と質的な向上が必要であろう。そして技術指導は技術そのものだけでなく、その普及方法をも含んでいる。末端の農民への指導の強化は農民組織を対象にして行われねばならない。しかしその指導は外国人によって行うことがほとんど不可能なことであり、その国の普及員の養成に重点を置いて技術協力をを行い、その協力に参加したタイ人の技術者が、日本の技術者の引揚げ後も同様に指導できるようにすることであり、そのためには国内、国外の研修を更に強化することが必要である。

参 考 文 献

- [1] 家の光協会企画調査室編, 『タイの協同組合』. 1962
- [2] 尾崎忠二郎, 『タイの農業経済』. 1959
- [3] 末広昭, 「タイの農地改革 — 1975農地改革法の背景と概要」. 滝川勉編, 『東南アジア農村社会構造の変動』. 1975
- [4] 海外経済協力基金調査開発部編, 『タイ王国農業金融事情調査報告書』. 1975
- [5] 国際開発センター, 『海外農林業開発協力国別(地域別)方針基礎調査報告書 — タイ編 —』. 1979
- [6] 国際協力事業団編, 『開発途上国に対する農業普及協力の手引 — 各国編』. 1977
- [7] 国際協力事業団編, 『タイ国の灌漑・圃場整備事業』. 1977
- [8] 村島英治, 『年次経済報告(1977) — タイ —』. 1978
- [9] 友杉孝, 「タイ農業信用組合と村落社会」. 滝川勉, 斉藤仁編, 『アジアの農業協同組合』. 1973
- [10] 友杉孝, 「タイの灌漑農業」. 福田仁志編, 『アジアの灌漑農業 — その歴史と論理』. 1976
- [11] Asian Productivity Organization, 『Form Water Management for Rice Production』. 1977
- [12] BAAC, 『Annual Report 1978 . 1979』
- [13] Cooperative Promotion Department, 『Cooperative Society Act』. 1973
- [14] Cooperative Promotion Department, 『The Cooperative Movement in Thailand』. 1974
- [15] Fuhs Friedrich W. and Jan Vingerhaets, 『Rural Manpower, Rural Institutions and Rural Employment in Thailand』. 1972
- [16] Machina Pradit, 『Growth and Development of Agricultural Cooperative in Thailand』. 1976
- [17] The National Economic and Social Development Board, Office of Prime Ministry, 『Summary of the Fourth Five-Year Plan 1977-1981』
- [18] Skinner, G. William, 『Chinese Society in Thailand; an Analytical History』. 1957. 山本一訳『タイの華僑社会』. 1971
- [19] The Subcommittee on Agricultural Cooperative, National Economic and Social Development Board, 『A Five-Year Comprehensive Plan for the Development of Agricultural Cooperatives』. 1979